

中部社会福祉学研究

第7号

2016.3

日本社会福祉学会中部部会

中部社会福祉学研究 目次

2016.3 第7号

日本社会福祉学会中部部会

シンポジウム

「子どもの貧困と教育福祉」

シンポジスト

中 嶋 哲 彦…………… 1

田 中 良 三

野 尻 紀 恵

コーディネーター

柴 田 謙 治

論 文

犯罪を起こした主として知的障がいを持った人の就労を通じた変容過程

－変容の引き金となる要因とそれを維持する要因－

瀧 川 賢 司…………… 15

知的障害青年の移行支援教育における福祉事業型専攻科の意義と役割

－特別支援学校等専攻科との比較から－

辻 和 美…………… 27

書 評

山本隆編著『社会的企業論：もうひとつの経済』

岩 満 賢 次…………… 39

樋口恵子編『介護 老いと向き合って－大切な人のいのちに寄り添う 26 編－』伊 里 タ ミ 子…………… 41

レナ・ドミネリ著『フェミニスト・ソーシャルワーク：福祉国家・グローバル
リゼーション・脱専門職主義』

杉 本 貴 代 栄…………… 45

研究ノート

国際 NGO「サポートボランティア」に関する考察

宮 嶋 淳…………… 49

子どもの貧困と教育福祉

シンポジスト

名古屋大学大学院教育発達科学研究科生涯発達教育学講座教授

中嶋 哲彦先生

愛知県立大学名誉教授

田中 良三先生

日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授

野尻 紀恵先生

コーディネーター

金城学院大学人間科学部教授

柴田 謙治先生

コーディネーターの柴田謙治先生より、本シンポジウムの主旨が説明された。

「子どもの貧困率が増加する中で、必要な支援の在り方、また世代間への貧困の連鎖を解消するための取り組みが求められている。政策としては、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子どもの貧困対策に関する大綱、生活困窮者自立支援法などが制定され、それ以外にも子ども子育て関連三法、社会的擁護による支援が行われている。このシンポジウムではそれらを踏まえつつ、具体的な論点に合う方策について多角的に検討したい。その際には子どもの貧困の捉え方を、所得の不足に限定せずに障害のある子ども、いじめ、被虐待児などを含め、子どもの権利や生活、家庭支援のアプローチを考えたい」との説明ののち、シンポジストの紹介があった。

中嶋哲彦先生からは以下のようなお話をいただいた。

人間というものが学習を通じて成長・発達する動物であること、このような人間の理解は、教育学、社会福祉学では広く共有されていると思う。人間

は誕生後の社会において、学習を通じてこの社会に相応する人間らしさを獲得すると同時に自分らしさを獲得していく。「類としての人間性」と「個性」を形成して行くものである。この点で遺伝によって縛られておらず、野生動物と異なり子どもは親とは違うものになることができる。

これは人間の強さであると言えるが、同時に弱さでもある。誕生後に学習や教育を受けるという機会が適切に与えられなければ非常に弱いままになってしまう。家庭、地域において子どもや若者が学んでいく場が保障されなければいけないということであり、また近代的な国家においては、公教育制度、とりわけ学校教育を通じて子どもの学習、そして発達が保障されるはずである。「はず」というのは、実はそのことが困難に直面しているということを申し上げたいからである。

子どもの貧困という言葉が使われ始めたのは、おそらく 2007 年ごろからである。しかし、子どもの貧困という概念を定義出来ているかどうかという、できてないと思う。「相対的貧困」という捉え

方があるが、定量的に貧困を把握する上では便利な定義だと思ひ、それなりに有効性はある。ただ、気をつけなければいけないのが、貧困の本質定義ではないということである。貧困を社会科学的に定義すること、つまり「貧困がどのようにして生み出されるか」というメカニズムを解明し、貧困の解決に向けた契機をその社会の構造の中から抽出するための定義とは違ふ。

子どもの貧困の実情を丁寧に掘り起こすことが必要であるが、これはまだ決して十分にできているとは思われない。また、子どもの貧困に対して、教育や社会福祉の政度がきちんと応答できているかどうかという課題がある。さらに、資本主義の搾取と収奪を軸に貧困産出の社会的メカニズムを解明することが必要であると考えらる。

貧困がもたらす学力格差にどう対処していくかが課題である。政府が実施した全国学力学習状況調査によれば、家庭の経済的な状況が困難な子どもが多い学校ほど正答率が低いという傾向が見える。しかし、これに対して文部科学省は適切な処置は講じていない。むしろ、これは生徒の努力次第、学校の努力次第で高い点も取れるという解釈をしている。

2014年3月に公表されたもので全国学力学習状況調査について、お茶の水女子大学の耳塚先生のグループが行った調査結果を見てみると、「世帯収入が高いほど学校外教育支出が多くなり、学校外支出が多い家庭ほど子どもの学力が高い」という傾向が見られた。これに加えて、「社会経済的背景が最も低いグループの子どもが3時間以上勉強して獲得する正答率の平均値は、社会経済的背景が最も高いグループに属し、全く勉強しない子どものそれよりも低い」ということが示された。これは放置できる内容ではない。公教育制度、公教育政策の問題として取り組まないと不公正は解決できない。

厚生労働省の行った高校進学率の調査を見ると、全体では98.0%であるが、被保護世帯では87.5%

となっており、10.5%の格差がある。佐賀県では26.5%、愛知県でも20.8%の差がある。この原因は、生徒自身の学力の問題なのか、授業料以外の費用が負担しきれないのか、子どもが働き家庭の収入を支えなければならないのか、いろいろ考えられるが、問題は残されたままである。

また、貧困ゆえに排除されない教育制度を目指すことも必要である。全ての子どもや若者を対象とする「ユニバーサルサービス」と呼び、障がい、外国籍などの理由による特別なニーズを持つ子どもに対するサービスを「スペシャルサービス」と呼ぶ。この両方をどう組み合わせるかが大切である。教育の無償化を進めればよいということではなく、無償化の外側でかかってくる費用についての様々なサービスが必要であると言いたい。

教育上の「スペシャルサービス」として、文部科学省所管の就学援助と、厚生労働省所管の教育援助がある。この経緯について研究してみたところ、当時の厚生省と文部省で調整ができなかったという事がわかった。就学期にある子どもに対する経済的援助の仕組みは、教育扶助、就学援助、そして「ユニバーサルサービス」としての無償制があるが、制度設計ができていないまま70年経っており、この見直しが必要である。

子どもの貧困対策推進法については、第1条に法律の目的があり、「この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに」とある。貧困そのものを削減根絶とは書いていない。これはたいへん重要な点である。イギリスの、Child Poverty Actでは、貧困そのものを減らすとしている。この点で日本の法律とは異なる。日本では、相対的貧困率を下げるとは書いていない。

貧困対策大綱を見ると、貧困の世代間連鎖を断ち切ることに加えて、我が国の将来を支える、積極的な人材育成として取り組むと書いてある。これは大

きな問題である。貧困対策推進法を具体化していくための施策を定める貧困対策大綱は政府が定める。法律は国会が定めるため、「大綱」は法律に基づいて作られなければならない。しかし、「大綱」には法律では定められていない「人材育成」が含まれている。政府は、将来グローバル人材になりそうな子どもや若者を貧困家庭からも発見し、育てていくことに積極的に取り組む可能性が今後ある。しかし、グローバル人材になりそうにない子どもたちについては、やはり手薄になるのではないかということが懸念される。能力が発揮できそうな人には援助するけれども、そうでなければ援助しないということは許されていいはずはない。

一般の家庭であれば、学校に行くことができ、社会的な経験ができるが、貧困家庭に生まれたら、能力がありそうでなければ、経験も機会も与えられないという不公正なことはない。これを無批判に受け入れることは、まずいのではないか。

次に田中良三先生からは以下のようなお話をいただいた。

私は障害児教育、障害児保育、障害児福祉に関わってきて、教育と福祉は制度も違い、文部科学省と厚生労働省が同じ考えに立つということはほとんどないと感じている。

障害児の教育福祉という視点からは、発達の貧困を貧困構造で捉えることが必要である。そして、その克服を教育福祉の実践、運動の課題として取り組む必要がある。

いろいろなものが作用して、子どもの発達の貧困に変化していく。家族の経済力を含む養育力に、子どもの捉え方、「どういう子どもに育てたいか」というような要素が複雑に入りこむ。そして、家庭を取り巻く社会的なもの、教育・福祉の制度、政策、実践があり、これも障害の種別、程度、地域によってずいぶん違う。

特別支援教育の制度になって2015年で9年目になる。従来は、障害を持つ子どもは分離教育で、盲

学校、ろう学校、養護学校、そして小学校、中学校の特殊学級という特別な場で指導を受けており、2%弱の子どもが対象であった。現在では、発達障害の子どもたちも対象となり、通常学級に6.5%在籍している。6.5%というと、小・中学校で約1,000万人の子どものうち65万人、1学級30人とすれば2人が在籍していることになる。この他に外国籍の子ども、虐待を受けた子ども、不登校の子どもなどみんな特別なニーズを持つ子どもを含めると、相当な数になる。他に、食物アレルギーなど健康上の課題のある子どもも10%程度いる。

特別支援教育になり、幼稚園から高校まで通常学級を含むようになっていく。これまで、通常学級の先生は、特別支援教育はまったく別だと思ってきたと思う。まして高校の先生は全く関係がなかった。法律上は特殊学級を置くことができるようになっていくが、公立の高校にはこれまで一校も特別支援学級、特殊学級がなかった。

特別支援学級は、ほぼ毎年、学級数だけでも2,000くらいずつ、児童生徒数は、10,000人ずつ増えてきている。2,000学級ふえるということは、少なくとも2,000人の教員が新たに配置されてきているということになる

愛知県特別支援教育推進計画が平成26年3月に発表されたが、特別支援学校の児童生徒数が増加している。その大半は高等部の伸びである。名古屋市、愛知県で養護学校・特別支援学校が新設されてきている。また、発達障害を対象にした通級指導教室も増加してきている。通常学級に在籍しながら週に2回くらい、通級指導教室に出かけていく。愛知県で、5年間で100人以上の教員が増えている。

一般の学級では小学校2年生までは35人学級、それ以降になると40人学級であるが、特別支援学級は原則として1学級8人まで、養護学校・特別支援学校では教員は6人に1人配置される。障害が重複していると教員は3人に1人になるため、学級数は一般の子どもと比べて何倍にもなる、また、音楽室とか理科室などの特別教室は、障害児教育の場合

は設置基準がない。

2010年12月20日には、知的障害特別支援学校が大規模化している現状を憂うアピールが出ている。例えばイタリアでは25人学級で、障害児が1人いると特別支援の専門家の先生が1人配置される。40人学級の日本では、教育内容まで決まっているとなると発達障害の子達が通うのはたいへんである。「インクルージョン」と言われ出したとき、特別支援学級をなくし、通常学級に行くものだと思われていた。しかし、現在は、養護学校・特別支援学級も増えてきている。

また、担当教員の特別支援教育についての理解ということでは、学級の担当を頼める人が少ない。専門性を求められているため、教員養成の問題にもなる。

さらに実践上の問題として、子どもの発達の理解という点が弱いということがある。算数を覚えさせなくては、計算を覚えさせなくては、と基本的に考える。そうすると障害を持った子のはじかれていく。国語が出来るか、算数が出来るかという点から考えると、障害をもった子どもには寄り添うことはできない。

外国籍の子どもは、文化の違い、言葉の問題もあって、発達障害や知的障害の子どもに共通する点がある。不登校の子どもについては、発達障害との関わりが指摘されている。

進んだ取り組みとしては、山形県鶴岡市・山形市で、全ての教員に対して夏季休業中に30時間の講習を行っている。「障害児だけの取り組みは自分達には関係ない」となりがちな中で、この取り組みは10年間ほど続けられてきている。特別支援というチームを作って皆で考える。発達障害は連続的で、大学までいく子もいるため、なかなか理解しにくいところもあるが、この取り組みを通して不登校、いじめの減少、子どもたちの学力が伸びていることを市町村、学校レベルで確認してきている。

障害者権利条約を昨年度の1月に日本は批准したが、このなかに“Nothing About Us Without Us”

「私達ぬきに私たちのことを決めないで」という精神がある。障害のある子どももようやく高等部に行くようになったが、その後は社会的自立、仕事に就くということになる。一般就労が一番よいが、それが難しい子どもは福祉就労というように、早く自立させて就労させるという考え方が支配的である。福祉の分野の人に多い、障害児の早期自立・就労論である。

今の特別支援教育は、特別支援学校・養護学校頼みである。たいへんな子どもは、「本来は特別支援学校ではないか」と考える傾向がある。このことに対する助言、指導は特別支援学校が受けもつことになっている。しかしこれには無理があると思う。このため、私は、瀬戸市で特別支援教育リーダー養成に取り組んでいる。この特徴は、市町村で特別支援に取り組む教師や保育者を養成していく点にある。

後期中等教育については、その延長を目指す全国組織が、専攻科づくりに取り組んでいる。高等部は高等学校と同じ3年制だが、障害を持った子に関わっている人は、もっとゆっくり学ばせたいと考えている。あと2年、制度上は専攻科というのをつくれることから、高等部の教育年限を少なくとも5年とするという取り組みが広がっている。

また、もっと学びたいという子どもたちのために、見晴台学園大学を2013年10月に開校した。新たな大学、インクルーシブル大学づくりという理想を掲げている。発達障害の学生が学びがいのあるカリキュラムや学習支援を行っている。今日、一般の大学では、発達障害学習が大きな課題になってきているが、対症療法で果たして本当に救われるのか。大学そのものが変わらなければならないのはいないか。見晴台学園大学では、学びたいと願う全ての人のための大学教育の創造することを目指している。

大学案内も作成し、授業は一般の大学並みに15回を必ずやらせてもらっている。シラバスもきちんと書いてもらっている。日本福祉大学の東内ゼミの交流会も行ったり、ゼミ合宿とかゼミ発表会も行っ

いる。

A4一枚の評価表がある。学生にまず自己評価でその講義、学んだこと、課題、授業の評価を書いてもらう。教員はそれを見て、この学生の優れているところ、課題、それから授業の自己評価を書く。結構厳しいが学生たちの学びの歩み、歴史を残していくという考え方でやっている

学生たちは、「自分にとって大学とは何なのか」ということを話している。大学を含めて、学びは働く前に、一般の子ども並みにあってもよい。発達と貧困はこのような点にも関わってくる。4年制大学への進学率は、愛知県で56%、東京では72%である。しかし、知的障害のある子どもは1%も満たない。学びを大学まで考えられないだろうかと思う。そしてそのあとゆっくりと自分を磨いて働く、生活の土台をつくっていく。学びを福祉の分野となぎながら、障害のある子たちが輝く青年期をつくっていくことが必要ではないかと思う。

見晴台学園では、大学卒業のあとも、生涯学習支援の保障という点で、福祉の分野も含めた協力を得て、学びを通した人間的な豊かさを追求していきたいと考えている。

野尻紀恵先生からは次のようなお話をいただいた。

スクールソーシャルワーカーは、中部地域では数が少なく、まだ広がっていない。しかし、文部科学省から、あと5年で10倍増にするとか、予算を付けるとかいう話が出ている。

その1つのきっかけが、子どもの貧困の対策である。貧困対策大綱に学校の学習支援とスクールソーシャルワーカーの増員が示されている。スクールソーシャルワーカーは学校の中にいることが出来るからこそ、課題となっている貧困の世代間の継承と言うものを断ち切っていくような支援が出来る可能性が見えてきている。今回は大阪でソーシャルワーカーとして実践してきた記録を整理している途中での報告となる。

「スクールソーシャルワーク」と言われるが、厚生労働省はこれまで1回もスクールソーシャルワークと言うものを取り上げていない。資格としては、社会福祉士養成校協会が認定スクールソーシャルワーカーという資格を出しはじめている。例えば中部地域では現在、日本福祉大学だけが養成する学校となっている。社会福祉士もしくは精神保健福祉士に合格して、スクールソーシャルワークの養成課程を出た人が認められることとなっているが、まだそれほど多くはいない。

全国でスクールソーシャルワーカーが雇用されているが、ほとんどが学校現場を経験したことがない、これまで高齢者福祉、障害者福祉の現場でソーシャルワーカーをされてきた人たちが、思いを持って学校の方に入ってきているという現状がある。雇用体制は、時給雇用のため、時給雇用のワーキングプアが貧困の子どもたちを支援しているという複雑な構造になっており、ワーカー自体の生活も「非常にしんどい」と言う状況になっている。このような状況で腰を据えて、本当に貧困に立ち向かっていく支援ができるかどうか本当に難しい状況である。

このような中で、さまざまな法律や条例に基づき、子どもの力を最大限に有効化するようにソーシャルワークを展開している。現場に入っていて、子どもそのものの捉え方が非常に揺らいでいるのではないかと感じている。家庭でも地域でも学校でも「子どもをどう捉えるか」ということが確固としておらず、どのように子どもを育てていけばいいのか家庭でも非常に悩んでいる。

両親には社会的なプレッシャーがあり、子どもが少ないので、どの子も良い子に育ててほしい、どの子も立派に育ててほしいと感じている。その負担感があり、子育てそのものが非常に辛くなっているという家庭もたくさんある。

また、学校では子どもの権利などについてこれまであまり考えてこなかった。「子どもの最善の利益」と言われて、今までやってきた学校の実績があるではないか、子どもを育ててきたではないか、その学

校教育の何が悪いのか、というように非常に迷っていたりする。

子ども自身もどのように成長していったらいいのかわからない。田中先生もおっしゃられた「私の声を聞いて」という子どもの声を聞いてきたのかという点に立ち戻らなければいけない。そのためにはソーシャルワークという力が必要になって来るのではないかと考えている。なりたい自分があるはずだが、学校での学習という現場が落ちていってしまう現状がある。生活の中でのプレッシャーに非常に揺り動かされてしまい、どうしても頑張りきれない、夢を諦めざるを得なくなってしまう、貧困の家庭の中に埋没してしまっている。

自己実現にはやはり学習と言う発達保障が欠かせない。学校の現場から落とされていく、落ちてくる、自ら落ちて、学校での学習が出来ない。また地域でもこの社会的な子育て能力がなかなか育っていかないため、子どもたちは夢を諦めなければいけない状況がどんどん広がっているように感じる。

スクールソーシャルワーカーは「家庭の支援をする」とか、「家庭が貧困だからその家庭を支援すれば子どもたちは学校に来るようになる」、「子ども支援が必要だからスクールソーシャルワーカーなのだ」、と言われている。しかし、私は「教育を受ける権利を子ども自身が取り戻すための支援としてスクールソーシャルワーカーがいる」と考えなければ子どもたちの現状に対処しきれないと考えている。

教育と福祉を串刺しするような視点が非常に大事である。スクールソーシャルワーカーの予算がつく背景には、最初、不登校への支援であった。不登校の子どもが増え、対処しきれないというところで、文部科学省が目をつけたのがスクールソーシャルワーカーであった。それが、大津のいじめ事件などで、いじめにも対応できるようにということになり、次に子どもの貧困対策推進法ができて、今度は子どもの貧困に対応するのがスクールソーシャルワーカーである、という話になってきた。そしてさ

まざまな事件がある中で、非行に対応するのもスクールソーシャルワーカーではないかと色々なメディアで取り上げられている。

しかし、これは子どもたちが見せる現象に目をとられ過ぎていて、その現象の裏側にある根本的な課題、問題が抜け落ちている。不登校であっていいじめであっていい非行であっていい、その根本的な課題に多かれ少なかれ貧困が絡んでいるということが、現場にいると見えてくる。制度が子どもの貧困の実態に届いているか、スクールソーシャルワークの実践を通して、ケーススタディをしながら捉えていけないといけないというのが現在の課題である。

スクールソーシャルワーカーの仕事は、学校の中でアセスメントをしたり、プランニングをしたり、校内の事務体制をつくったりしている。また、ケース会議をしたり、地域に出かけていって地域との調整をしたり、ネットワークをつくったり、アドボカシーもしなければいけない。ミクロからマクロに至るまでの活動をすると言われる。

学校で課題となっていることは調査結果として出されているが、多くの原因に貧困が絡んでいる、家庭の状況が絡んでいるということは、学校では見えている。学校の先生方も気づいており、そのことで大変苦しい思いをしている子どもたちがたくさんいることも、見ている先生たちがたくさんいることはわかっている。ところが、見えたけれども、それをどうしたらいいのかわからない。そして教育という方法でできることは、頑張らせることである。「貧困の家庭の子どもだからこそ、頑張らなければいけない」、「こんな家のままじゃ嫌だろう、だからあなたたちは頑張って自分の力で自立しなければいけない」と、より一層の努力を求めているということを現場で見る。

その状況の中で子どもたちは頑張っている。小学校に入学をして、みんな夢と希望に燃えているので、最初は頑張っている。しかし、実は入学をする段階でもう差が出ている。例えば、幼児向け通信教

育プログラムは85%の家庭が購入している。あと15%が購入していないが例えば親の教育方針で購入しないというのならよい。しかし、貧困だから、買ってあげられない、とても手が回らないからということになると、スタートから差が広がっていつている。ピカピカの一年生で、ランドセル背負って小学校に入ってきたとき、全く差がないように見えるが、その段階でかなりの差が出ている。勉強がだんだん難しくなり、支えていられる家族の力がなくなり、家に帰ったら勉強する机もなく、親は働いてばかりいて夜もいない、食べるものもないというような状況の中で、勉強する意味が見出せなくなる。勉強しても抜け出せないこの家庭の中で、「努力をする意味がない」と感じて、夢をあきらめていく子どもたちがたくさんいる。

貧困が「お金がない」ということだけであれば、問題にはならないと気づいた。例えば、友達に映画に行こうとか誘われてもお金がない、お母さんに映画代がほしいと言えない。1,500円が出してもらえない。友たちには、「今日はお客さんが来るから行けないよとか、「用事があるから」とか言って断る。それが積み重なっていくと嘘だとわかる。しかし、お金がないことだけは知られたくない。本当の理由が言えないので、うそつきだと言われるようになり、排除が起こり、いじめが起こり、仲間に入れてもらえない。そして不登校になっていくという現象もあった。「お金がない」から困るのではなくて、そこで関係性が切れていったり、豊かな体験ができなかったりする。そういうところで子どもたちが、もうどうせと諦めていつている状況が見えてきた。

これが貧困という状況であるが、教育の中ではそこまで捉え切れておらず、学習を支援していくということになる。しかし、学習を支援する中で、対人関係やこの子が抱えている環境のところに支援をしていかなければ、逃避をしてしまう。

子どもの学習支援はメイン事業として上げられているが、学習に向かう努力をするその力のエンパワーメントしなければ学習に向かえない。学習に

向かうというのは、最終的な段階だと感じている。自ら学習に向かう気持ちを持った子どもたちは、机に座って3時間勉強したら多分伸びる。しかし、「今ここで学習しなさい」と言われて、意味が見出せないまま3時間勉強をしても違うと思う。

私が支援させてもらった子どもたちは、家庭が落ち着き、少し夢が見えてきたり、展望が見えてきたりすると、学校に行きたいと必ず言う。でも学校で勉強がわからない。「わからない」と言ったその瞬間を捉えて学習支援につなげていくというような、ソーシャルワークと学習支援、ソーシャルワークと学校現場の連携が必要になってくる。ここでうまく連携が取れたケースについては、貧困で、例えば不登校で、もしくは非行でなかなか学校に寄りつかなかった子どもたちでも、うまく学校現場にのって、そして学習権を取り戻すというようなことができる。この構図が一番のポイントではないかと思う。

どのような支援があつて、何があつたから、人生の中で夢が開けたのか、今努力をしようと思えたのかという、関係性を明らかにしようと思っている。この中で、家庭の経済的支援は、もちろん必要である。また、親の自立支援も必要で、親へのエンパワーメントも、求められる。しかし、これはコミュニティソーシャルワーカーや他のところなるかもしれない。また、子どもへのエンパワーメント、居場所の確保も必要である。そして、信頼できる大人との出会い、ロールモデルになるような人との出会い、そのことによって少し今までとは違う経験ができたことが挙げられる。これによって、子どもたちが少し前に進めると今の段階では考えている。

シンポジスト討論

(田中先生)

子どもの貧困が、家庭の経済的、生活的貧困だと一般的に捉えられていると思う。学校の教員は、スクールソーシャルワーカーが入ればよいという

だけではない。チームで一緒に話し合わないといけない。先生がよいプランを一緒につくるとか、援助を考えるというのは、地域によって学校によって違うと思うが、多職種が協働し、一緒につくっていくかということが求められている。スクールソーシャルワーカーの人が言っても、なかなか乗ってこないと思う。それで、中島先生に聞きたいのだが、学校の教員は子どもの貧困をどう捉えて教育実践で関わっていったらいいのか。

（中嶋先生）

まず、制度面であるが、中学校とか高等学校は教科担任制のため、教科の先生がそれぞれ副教材の指定をする。個人ではなくて教科の会議でこれを使うと指定するが、かなりの金額になってしまっている。これだけの学習が必要だからこの教材が必要だという論理であるが、それが積み上がるとどうなっているかというのは、個々の教員が、それから教科の会議でも把握していない。

全体を把握しているのは、事務職員である。その時点で合計額がわかる。事務職員がこんなに払えるかなという疑問を持つ方がいらっしゃることはまだいい。それもなく、自分はお金を集める係だからといって事務的に集めようとする、そこに問題が生じる。

学校が、教師のロジックで進んでいけば子どもの貧困に対応するような視点が出てくるかというと、必ずしもそうではない。しかし、この話を一度すると、耳にした先生方は心に残っていて、考えて下さる方も少なからずいらっしゃるが、今の仕組みの中では、必ずしもそうは動いていない。

学校給食費の未納問題が2006年に大きく取り上げられた。マスコミによって親のモラルが低下しているとか、規範意識が低いと取り上げられ、親の責任であるというかたちで浸透した。この根拠は校長の意見であった。しかし、校長が正確に把握できたかどうかは疑問である。2007年調査では、子どもの貧困をマスコミが報道するようになり、校長の認

識が変わった。このため、家庭の事情だというようなことに答える校長が増えた。この点で、学校では、親が給食代を支払わないことについて、それは親の責任だという認識を持っていて、家庭のことにまでなかなか考えが及びにくいという構造があると思う。

スクールソーシャルワーカーの配置については、意味があるが、政策的にはかなりきわどいことをやっていると思う。生活保護費の水準を下げたことで、就学援助の認定基準も下げた。下げたが、子どもの貧困対策推進法が制定されるときに、文部科学大臣と厚生労働大臣が共同で記者会見をし、仮に生活保護の基準が下がっても就学援助には影響を与えないようにするとしていた。しかし、予算措置はとらず、各自治体に対応するように訴える、ということをやっていた。この法律が制定された時も、国会ではこのような議論をしている。

このあと75の自治体で就学援助の支給が下がったという報道があったが、これは間違いである。75自治体とは、支給額を単純に下げたところである。下げてないとしている自治体には、「これまで就学援助の支給を受けている場合は、これまでの基準で決定するが、新規で支給を申請した人については、新基準で行う」というところがある。つまり実際は引き下げているが、「前から支給されていた人の基準は下げない」と言っているだけである。このような自治体が数百ある。

さらに、就学援助の金額は下げたが、スクールソーシャルワーカーを配置したというのも対策を講じたことになるから単純に下げたわけではない、これは問題のない自治体だと文部科学省が報告している。つまり、スクールソーシャルワーカーの配置が就学援助の削減とセットにされている。

（野尻先生）

これまでいなかったスクールソーシャルワーカーが、2008年から予算化されていく中で、いろいろなものを削りとってきている。制度が整っている

中でないと、ソーシャルワークはなかなか難しい。特に経済的な支援は難しいが、子どもに関する制度がない。子どもに直接に使える制度がなく、親には使える制度となっている。

例えば生活保護も親を対象としている。保護者が精神疾患であったら、ヘルパー派遣もできる。しかし、子ども自身が困っていることに対するフォーマルな支援はほとんど制度としてない。いかにソーシャルワーカーがインフォーマルなネットワークを拡げていくかというところで、しのいできている。

しかし、子どもの貧困対策推進法ができたからには、子どもに対してどのようにお金使っていくか、子ども自身にどのように支援が入っていけるようにするのかというのは、本気度が問われている。

また、制度に関しては、スクールソーシャルワーカーが入ることによって、発達障害を見極めてほしいというような、依頼と思われるケースがたくさんあがってくるようになった。田中先生のご報告にあった特別支援学級が増えているのと、支援学校が足らなくなっているという点が実感できる。ケース会議をしていると、二言目には、「発達障害ではないですか」と先生方がおっしゃる。発達障害だからどうなのかと聞くと、特別支援があるとおっしゃる。特別支援というのは確かに選べるが、特別支援学級に行かなくても、この普通学級の中で特別なニーズに応えることも、法律的には違反ではないと伝える。しかし、なかなか伝わっていかない。

(田中先生)

法律では高機能自閉症とされるが、大学に来る学生の中にも、カナータイプという本当に重い従来タイプの子どももいる。自閉症は、今日、「自閉スペクトラム障害」とされ、連続体で非常に見分けがつきにくい。学力だけ見ると突出してできたりする子を見ていると、親は障害を認めない。先生もそのような面があり、いい高校、いい大学へ行ってくればよいと考える。その子の発達課題、社会に出て生活して行く上での大事なものをどう育んだらいい

かという考えがない。

障害と非障害の切れ目が分かりにくいところから、量的にふえてきている。学校では、授業をじゃましたり、好き勝手なことをやったりすると授業が進めなくなる。30人、40人いるクラスの中で、「困っている子」というような捉える方は難しい。「困った子」になってしまう。しかし、この子が役立つことは他の子も役立つということで学校ぐるみで取り組んでいるところが、愛知県内にも幾つかある。授業のユニバーサルデザイン化である。しかし、ここでは、逆に障がい児はかすんでしまって、「みんなが伸びた」というような感じで捉えてしまう。一人ひとりの子がどういう課題を抱え、どこまで伸びたかという視点でみる必要がある。

ユニバーサルデザイン化は、他の子にも有意義である。例えば言葉で言うだけでは、忘れてしまうことも、1日の流れを黒板に書いて、見通しを持って取り組むことは、一般の子にも有意義である。このように一緒に使えるところはたくさんある。

しかし、日本の教育の中では無理なところが多い。支援していくには人手がいる。このため、スクールボランティアに入ってもらったりしている。これで結構助かっている面がある。

障害というものが識別できるようになってくること自体は、科学の発展だと思うが、その発展が子どもの幸せにつながっていくかどうかは、社会制度の問題である。どういう障害児教育制度を整えるかということである。日本の特別支援教育は、お金を出す気がないまま仕組みをつくってきている面がある。

要するに、この教育にお金を出すことに社会的に合意できるかどうかという問題がある。障害を持つ子どものために、社会はどれだけの資源を、そこに振り向けるかということについての社会的合意を、我々の社会はできるのかどうか。

青年期に全面的に自分を主張するように我々は支えていかなければならない。また、小・中学校では教員は、この子にはこういう目標を立てて、この

ようにやったと言うが、この取り組みでは、親を引き寄せることはできない。親は自分の子を先生が受けとめてくれて、子どもの成長が見られるかどうかに関心がある。見晴台学園では絶えず、今来た子たち、半年、1年、1年半と経った子たちそれぞれに自分を振り返らせ、「なぜ大学目指してきたのか」から始まって「今どうなのか」をありのまま見てもらうことが大事だと考えている。

大学では一人ひとりがどう学ぶかということにまでアプローチできていない。この点も含めて、大学は変わっていかなければならない。

<質疑応答>

Q. 子どもの貧困問題は社会的な対策によって、何とかしなければならないということで注目されてきている。しかし、その裏側で、まだ大人の貧困問題が、政策的には個人的に自己責任とされている。貧困率を改善する視点が今回の制度にはないが、それは言いかえると、世帯の貧困問題対策の視点がないといえる。例えば、大学生の奨学金を勉強以外の目的に使わざるを得ない状況まで子どもたちは追い込まれてきている。

学校をプラットフォームとする貧困対策がどの程度有効か、可能性があるのか、問題点としてどういうものがあるのか、を教えてください。

(中嶋先生)

日本の奨学金は、OECD の定義によれば、学生ローンと定義されている。かつて、子ども手当という制度ができたが、生活保護制度が貧弱な状態での子ども手当を支給は、「第2生活保護」的な意味になってしまっていた。貧困な家庭にとっては、生活保護費だけでは生活を支えていくことが厳しい中で、子ども手当は子どものためには使われなかった。

生活保護基準を満たさない、基準上排除されている家庭にとっても、子ども手当は生活費にならざるを得なかった。「生活費に使っていきからん」

という意見もあったが、生活保護制度が不十分な中で、上乘せとして子ども手当をつくり、それを全ての所得層に配ったというところに問題があった

日本で貧困対策についての制度が議論されると、特に子どもに焦点を当てるということで教育に焦点が当てられ、人材育成に重点を置いた制度となる。しかし、生活基盤部分については、親の責任としてしまっている。実際には、奨学金や子ども手当から生活費を払っていくということになり子どものためにはならない。そのようなしくみになっている。

「学校をプラットフォームに」というときには、「全ての子どもが学校には関わっている」という前提があると思う。全ての子どもが学校に関わっているから、学校で問題を捉えることができるという認識だと思うが、学校は必ずしもそうはなっていない。人的リソースが必ずしもそうではない。先生方は月 100 時間の残業になっているというケースがあると最近ニュースで見た。非常に忙しい状態にある。また、教育の視点は福祉の視点と違い、なかなか目が向かない。ソーシャルワーカーが入ることで、いろいろなことをまかせてしまい、教員がすべきことがむしろ見落とされがちになるという面もあると思う。

また、一番厳しい子どもたちが学校に来られていない可能性があるという問題がある。さらに、文部科学省は学校の統廃合を進めようとしている点がある。かなりのスピードで進められており、学校と家との距離がどんどん広がる傾向にある。学校がプラットフォームになりうるのか。

学校をプラットフォームにするというとき、やはり人材育成とつなげるという観点がある。自民党は、年収 500 万円未満の家庭の子どもたちの大学進学率を上げると言っている。何の手だても打たずに困窮家庭から大学進学者を増やすという議論を立ててしまう。このための仕組みをつくらなければならないが、このとき先生方もおっしゃったように、特別に優秀でなくても普通の生活、普通の将来設計

という見通しができるような条件をつくらなければいけないと思った。

「貧困な状況の人たちにも機会が与えられるように」と言ってしまうが、「貧困な状況のある人にこそ」と言わなければいけないと思っている。貧困の家庭に育っている子どもにこそ権利が保障されるべきであり、貧困な状況にある子どもにこそ豊かな学びが保障され、自分の今立っている貧困の状況というものをどう乗り越えるかという、より科学的な捉え方ができるような教育が必要である。そのことが人生を楽しくすることであり、人生を楽しく生きる権利があるはずだと思っている。

Q. 子どもの貧困対策推進法は、現状において、世帯生活は自力でできるが、教育投資までは自力でできない世帯にのみ若干の効果が出る程度になりかねない可能性があるという理解でよいか

(中嶋先生)

そこまで断定的には言いにくい。今やろうとしていることは、一番困窮している人々をターゲットにして、貧困率そのものを下げるということではない。家庭生活そのものはしんどいままである。効果が出てくるとすれば、そこよりはちょっといい状態の人たちに出てくるかもしれないということがいえるかもしれないが、それは、もう少し見ていかないとわからない。

Q. 教育と福祉の分野が貧困という切り口で接点を持とうとした場合に、どういうところが切り口なのか。教育社会学的なところが接点になるかと思うが、今後の学問研究に向けてご指導をいただければ。

(中嶋先生)

北海道では、高等学校に着目し、全体としての貧困の状況と、その中でどのような学びを保障し、生きて行く力とどうのうにつなげることができるかというような研究をされている方もいらっしゃる。

福祉と教育をつなげようとするとき、さまざまな

レベルがある。どれか1つということではないが、条件整備レベルの話もある。教育条件整備である。それは福祉からの給付、生活をどう保障するかという、条件整備レベルでどう統合的に考えるかという点もある。

また、「どうして自分が貧困なのか」というように貧困を社会科学的な意味で認識し、自分は抜けて出せても「他の人たちが同じような立場に置かれるかもしれない」と社会構造として捉えていくこと、そして、「社会全体としてどのように乗り越えていくか」というような社会認識が持てるようにすることが大事なことだと思う。これは教育学の課題だと思う。

現在、学習指導は厳しく統制されているので、非常に困難な課題のことを申し上げている。学習をどういうものとして、学習という行為をどういう行為として子どもが自己認識するかということは、重要な課題だと思う。

犬山で教育委員をしているとき、「助けてと言える子どもを育てる」ことが課題であった。このため、子どもを学力別に分けてしまうのではなく、色んな子たちが学んでいて、そこで教えてあげられる子、自分が解らない時は教えてくれと言える子を育てるようにした。「教えて」と言われた子は高く評価する。通知表には「教えて」と言えた子はそのことを評価するという学校もあった。それは、自分で乗り越えていくということになる。教育内容そのものをさわることはできないが、教育現場の実践で、どういうふうに子どもが生きていくことが称賛されるかを実践の中で教える、示すということではいけないかと思う。

Q. 特別支援教育で特別のニーズを受ける子どもの中に外国籍の子どもも含まれるということであったが、発達障害の子どもたちと、外国籍の子どもたちとではサポート方法は変わってくるのではないか。

(田中先生) 特別支援教育では、それぞれの学校

に中をコーディネーターが配置されている。学校外の親、医療機関、福祉機関の間に立つてつないでいく。福祉の分野ではもっと前から行われてきたと思うが、学校では特別支援教育になってからであり、まだ十分機能していないと思う。「障害児のことがわからない」、「何をしたいのかわからない」という状況である。私が関わっているある市に、30近い小中学校があるが、校長で特別支援学級経験した人は2人だけである。ただ経験すればいいわけではないが、文部科学省がどれだけ言ってきたても、やはり本当のところよくわからないということがある。

障害の範囲が広がり、不登校があり、虐待を受けている子ども、外国籍の子どももいるが、別々に考えられている。特別支援教育になって、すべての学校では校内委員会を設置しなければならず、個別支援計画を作成しなくてはならない。ここでは、子どもの発達上の困難、学習上の困難を抱える子どもに関わって、担任の先生、困っている先生の気づきや、周りの先生たちが気づいているところを出しあって考えていく仕組みとして機能しているところも結構ある。

発達障害は連続的でわかりにくい、わかりにくいからこそ、困った子ども、落ちこぼれと言われる子どもたちを含んで、先生たちはそこへ目を向けはじめている。特別支援教育になって、これまでできない子や、放っておかれた子に目が行きやすくなってきている。

特別支援教育の効果に光が当たり始めているのは事実である。先生たちも自分たちのこれまでの教育のあり方の問い直しが始まっている。

貧困の問題を含めて、先生たちの気づきの問題がある。それが教育実践や子どもの支援にどうかかわっているのか、スクールソーシャルワーカーの人たちが組織をしていき、一人の子をみんなでチームを組んで考えていくことが必要である。

学校の先生は、チームで考える経験は意外と少ない。これまで不登校の子どもへの取り組みも、どちらかと言えば例外としてのとりくみであった。今

日、校内の中で組織を立ち上げてやっていくのが特別支援教育である。文部科学省も、特別支援教育は障害のある子どもだけとはしていない。

文化が違う、言葉が通じないというような問題では、別の支援が必要である。中国籍の子どもが乱暴で困ったという訴えがあった。特別支援のような関係で取り組み始め、中国語ができる大学院生が関わりはじめると子どもは落ち着いてきた。学校では給食のときそろって「いただきます」という。中国では、そろって「いただきます」を言うという風習がない。そのような文化の違いに教師は初めて気がついた。発達のほかに文化とか生活という面で子どもを多角的に見るようになる。特別支援教育によって先生たちもこのような点に目が行くようになり始めていると感じる。

Q 子どもたちに対する制度や政策や、直接つながる支援が少ないと感じている。学習支援だけでは、今の問題というものは解決しない。このような活動があったらよい、というものを教えていただきたい。

(野尻先生) まず学習支援の問題であるが、学習支援に予算をかけて、頑張って学習を教えているにもかかわらず、点数が上がらず、「努力をしない子どもたち」というレッテルが張られつつある地域もある。施策をやったあげたが、「努力しないのだから、やっぱりあの子たちはだめだ」と見られ、制度が子どもたちを追い詰めて、新たな排除を生み出していく傾向もある。また、学習支援の場に送り出す力がない家庭もある。子どもの自己努力と、親の責任論がなかなか切り離せないと実感している。

貧困対策大綱にある「プラットフォーム」を社会福祉協議会が取り組み、地域の福祉力を高めるというような、試みをしている先進的な地域もある。

子どもの能力を地域の人が生かしていく場があって、いろんな人がいるということを学校の先生が知り、そこに子どもたちをつないでいけるような仕組みがあればよい。勉強は苦手だけど、例えば壁を

塗る技術はすばらしく、その地域ですっと左官屋さんをやっているというような、地域の大人が持っている能力に触れるような場をつくることができるプラットフォームは、キーワードになるといえる。

一人の子に何か支援すると、周りの子にも影響があり、そして少し地域が変わり、学校が変わっていくような、資源と地域のさまざまな大人とか、資源と結びつけていくということがソーシャルワークの仕事だと思う。

ニーズから考えるので、今すぐにと、具体的にとはちょっとなかなか思い浮かばない。いろいろ大人が地域にいる。人の集まる場としてのプラットフォーム、学校で困っているときに助けてくれませんかと言えるようなプラットフォームに、いろんな人がかかわっていければおもしろいと思う。

先ほどの話で「子どもが自ら乗り越えていく」と聞いて、事例を一つ紹介したい。修学旅行に行けないと言っていた男の子がいた。生活保護を受けていたので、先生たちはお金の問題と思っていたが、ソーシャルワーカーなら生活保護を受けていれば、お金の問題ではないことはわかる。しかし、かたくなに行かないと言う。学校は修学旅行に連れていきたいので、ソーシャルワーカー含めて、ひたすら家庭訪問をやってみた。時間をかけて、毎日訪問をしていると、母親のいないところで生徒が、「お母さんが心配だから修学旅行にいかない」と言った。それは、母親は血糖値が高く、学校から帰ってきたらよく倒れている。自分が2泊3日修学旅行に行って、もし母親が倒れたら誰がお母さんを病院に連れて行くのかというその恐怖、それは、自分が一人になってしまうかもしれないという不安だった。このことで、学校にも来ることができなかったことも分かった。

このため、母親には病院に検査入院をすることとしたら、修学旅行に行けるといった。また、生徒は、自分の家のことを心配してくれる大人がいるということに初めて気づいた。

修学旅行では自分たちの意見表明をする時間と

いうのを必ずつくっている学校だったが、その生徒は、僕がなぜ修学旅行に来られたのかということを発表した。

その生徒はこういう大人に助けてもらった。先生が自分のことをわかってくれて、そしてソーシャルワーカーという人間につないでくれて、そして今病院にお母さんがいれて、来られた。実はこれまで学校に来られなかったのは、自分はお母さんが心配だったから来られなかった。だけど、これからは誰かに頼むことができるということが分かったので学校に来たい。仲良く勉強してみんなと一緒に高校に行きたいから、勉強教えてくれと言った。

先ほどの話で、SOSを出せる子どもをつくるということだったが、その生徒はとにかく勉強を教えなくてくれと告白した。そして、みんなで勉強教える会ができた。

そのあと、その生徒に対して別の生徒が、母親がうつ病で苦しんでいる、クラブ最後の試合あるが辞めざるを得ないと相談した。絶対先生が何とかしてくれると言って、職員室に連れてきた。これこそ、自らがSOSを発揮して、そしてエンパワーされていく仕組みを子ども自身がつくっていったと言えるのではないか。その、最初のスイッチを少し押してあげただけだと思う。そういう役割が子どもの世界の中に必要だとすると、それはスクールソーシャルワーカーの存在意義もあるし、先生が子どもを観察して専門職につないでいく意義があると思う。

犯罪を起こした主として知的障がいを持った人の 就労を通じた変容過程

－変容の引き金となる要因とそれを維持する要因－

日本福祉大学大学院 福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻 博士課程

瀧川 賢司

People with mental disabilities who have committed crimes and their
transformation through work

: Factors triggering and sustaining that transformation

Abstract

This study focused mainly on people with mental disabilities who have committed crimes and their transformation from a life of crime through work.

The life-line interview method was used to elicit narratives of transformative experiences from individuals with mental disabilities who committed crimes.

Results indicated that 1) a workplace that openly accepts people who have committed crimes is a major impetus for transformation and that 2) continuous external support is needed to sustain a transformation from a life of crime.

Key words

transformation, people with mental disabilities, narrative, life-line interview method, external support

I. はじめに

近年、矯正施設における新受刑者 27079 名の内、能力検査値として I Q が 69 以下のいわゆる知的障がい者を有する者の数は 6123 名（約 23%）となっており（法務省 2014）、矯正施設から退所する際の対応や支援が社会的課題として注目されている。特に知的障がい者や知的障がいと疑われる者の内、犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者が最も多く 36.8%であったことから（法務省 2006）、経済的に安定化した生活を確立することが矯正施設を退所した知的障がい者にとって重要であると考えられる。そして国は長崎の南高愛隣会の田島ら（2007）の研究をもとに、2009 年から全国に地域生活定着支援センターの設置を開始し、矯正施設からの退所者を福祉の支援につなげるいわゆる「出口支援」が行われている。そして志賀（2013）は、出口支援後の地域生活支援を 3 段階に分け、第 1 段階:「医療」、「当面の住居の場」、「障害者としての社会的承認手続き」、第 2 段階:「福祉サービス」、「経済的基盤」、第 3 段階:「就労」とし、まずは障がい者としての居場所を確保した後、「困窮・生活苦」を和らげる経済的基盤や就労は後の段階として位置付けている。

こうした出口支援の結果、地域定着支援センターが地域定着を完了した人数は増加しているが（厚生労働省 2015）、今後さらなる地域定着を促進するためには幾つかの課題も残っている。例えば、杉本（2010）や木村ら（2012）は、矯正・更生保護関係者の中にも旧態依然とした犯罪者に対する感覚から抜け出せず、支援策に消極的になっている点を指摘している。また福祉関係者の視点から、大村（2012）は、全国調査を実施し、矯正施設退所者の受入れ経験がある施設は全体の約 23%であり、「職員の負担」、「施設利用中の再犯の危険性」、「入所施設利用後の移行先が見いだせない」ことが課題であると述べている。このように、志賀の言う出口支援の第 1 段階について、矯正・更生保護関係者や福祉関係者の視点から犯罪を起こした障がい者への支

援に関する研究は見られるが、犯罪の動機の主要因である「困窮・生活苦」への支援や「犯罪を起こした障がい者」の視点からアプローチした研究は国内外においてほとんど見られない。

一方、障がい者に限定しなければ、犯罪を起こした人がどのようにして犯罪から離脱し維持されるのかについて「犯罪を起こした」者の視点から行われた研究は少なくない（Maruna 2001, 田辺ら 2014 など）。Maruna（2001）は犯罪から離脱している者と現在も続けている者とのナラティブを比較し、①本人の「真の自己」を形作る中核的な信念の形成、②自己の運命に対する自己の支配という楽観的な認識、③社会・次の世代へのお返しをしたいという気持ちの有無に違いがあると述べている。また Veysey & Christian（2009）は犯罪からの離脱を病気からの回復と見なし、充実感と意義のある生活を創出し、犯罪をしない生活への「移行」という社会的なアイデンティティの変化についてナラティブを通して明らかにしようとした。その際、Veysey ら（2009）は「移行」を「変容の瞬間」と捉え、①変容の瞬間が 1 回きりの出来事か長期間続く複数の出来事なのか、②変容は本人の内側かそれとも外側から来るのか、③回答者が自分や問題に対する見方を変えたのかどうか、について検討している。

そこで本研究は、犯罪の主要な動機である「困窮・生活苦」を和らげる支援策として重要と考えられるがほとんど検討されていない「就労」の効果、および「犯罪を起こした障がい者」の視点に着目し、犯罪を起こした後の「就労」により犯罪から離脱した主に知的障がい者への聞き取りを通して、Veysey ら（2009）の「変容の瞬間」の 3 つの視点をもとに、犯罪からの離脱という社会的なアイデンティティの変化の要因を明らかにすることを目的とした。

II. 研究方法

1. 用語の定義

本研究では、先行研究（相田 2015）を参考にし、「犯

罪を起こした」ことを「触法行為をして警察に逮捕され起訴されて刑が確定した場合（実刑、執行猶予とも）、逮捕されたが起訴猶予となった場合、逮捕されたが犯罪が軽微であるために釈放された場合、または少年事件の場合では家庭裁判所に送致された場合（保護観察処分、少年院送致、検察に逆送とも）」と定義した。また「犯罪から離脱した」ことを、ある一時のみ犯罪から抜け出したことではなく、人生の中で継続的に犯罪をしない状態が継続している状態とした（Veysey & Christian 2009）。

2. 研究対象者

3か所の福祉事業所から現在支援を行っている合計9名の「犯罪を起こした」かつ「犯罪から離脱した」成人で主に知的障がい者を研究対象者（以後、対象者）として紹介を受けた。その属性を表1に示した。データ収集に際し、事前に本人および福祉事業所の管理者への説明を実施し、対象者には書面にて了解を得た。これらの福祉事業所を選んだ根拠は、各々が複数の犯罪を起こした障がい者を支援し、かつ講演会等にて対象者の事例を題材に犯罪を起こした障がい者を受け入れる啓蒙活動を積極的に行う事業所であり、本研究の目的に合致する対象者が得られると考えたからである。そして、対象者は主として知的障がい者の中から、面接調査への対応が可能であることや年齢や罪名が偏らない配慮のもとに選定してもらい、可能な限り事前に本人と作業等を行うラポール形成に努めた。

3. データ収集方法

(1) ライフ・ライン・メソッドによる面接

今回、対象者への面接においてライフ・ライン・メソッドを用いた聞き取りを行った。これは医療分野において慢性疾患等を抱える患者が病をどのように受け止めてきたかについてライフステージに着目し時間的文脈を捉える目的で用いられてきた。その方法は、横軸に時間経過、縦軸に人生の質レベルを表す主観指標を配した図中に主観指標の時間変化を描き、その浮き沈みの理由を尋ねることにより、主観指標のレベルと変化の要因を可視化し把握するものである（Schroots & Ten Kate 1989, 平野 2015）。その特徴は、①調査への参加や回答が容易である、②調査結果を第三者と容易に共有できる、③人生経験の量的および質的データを集約できる、④人生の転換期が明確となり、その主要因を明らかにすることで人生の全体像を把握できる等が挙げられる。本研究では、軽度であるが主として知的障がい者から複数回にわたり本人の人生の浮き沈みの転換期であるライフステージを聞き取るため、本方法を用いることにより、障がい者にも簡便に表現しやすく、対象者・現場の実践者・研究者との間で情報を共有化できるメリットがあると考えた。

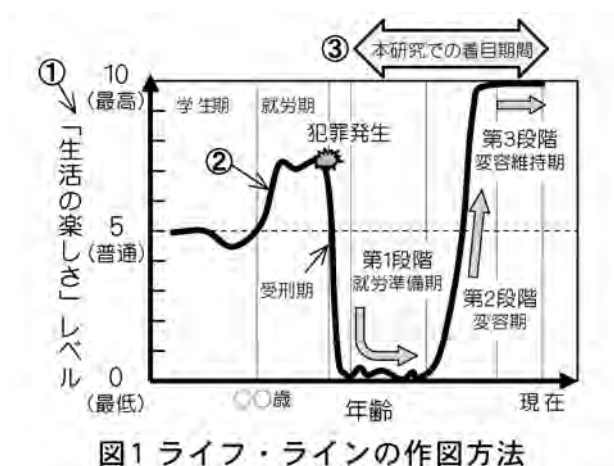
(2) ライフ・ラインの描き方

①軸の説明：図1に例示するように、横軸は年齢、縦軸の主観指標は主観的ウェルビーイング（Andrews & Robinson 1991）の構成要素である

表1. 研究対象者の属性

対象者	性別	年齢	障害区分(程度)	主な罪名	居住先	現在の主な活動
A	男性	50代	知的(中度)	傷害	実の両親のもと	公共施設の清掃(福祉的就労)
B	男性	50代	知的(中度)	窃盗	実の両親のもと	公共施設の清掃(福祉的就労)
C	男性	40代	精神(2級)	器物損壊	一人暮らし	公共施設の清掃(福祉的就労)
D	男性	50代	知的(中度)	傷害	実の父親のもと	公共施設の清掃(福祉的就労)
E	男性	30代	知的(中度)	窃盗	グループホーム	食品製造業(一般就労)
F	男性	20代	知的(軽度)	窃盗	グループホーム	サービス業(一般就労)
G	男性	30代	知的(中度)	窃盗	グループホーム	軽作業(福祉的就労)
H	男性	20代	知的(中度)	恐喝	グループホーム	軽作業(福祉的就労)
I	男性	50代	知的(中度)	軽犯罪法違反	グループホーム	部品製造(福祉的就労)

「happiness」とし、対象者に分かりやすいように「生活の楽しさ」と表現した。縦軸の「生活の楽しさ」は主観的ウェルビーイングの測定方法の一つである「Ladder Scale」(Cantril 1967)を応用し、視覚的評価スケールを用いて10段階に区切り、今までの人生において「生活の楽しさ」レベルが最高であった時期を10点、最低であった時期を0点、普通であった時期を5点として表現してもらうこととした。②次に対象者への面接を行い、対象者が生まれてから現在までの「生活の楽しさ」レベルについて、図中に時系列に1本の連続したラインとラインの立ち上がり時、ピーク時、落ち込み時などの年齢を描いてもらった。③そして対象者にラインの形状に応じた聞き取りを行った。研究目的を鑑み、特に犯罪を起こした後の時期～就労して現在の犯罪から離脱した現在までの期間のストーリーラインを3段階に分けて詳細に聞き取りを行った。第1段階は、「就労準備期」とし、対象者が犯罪を起こして刑務所等から出所した後、就労に向けて活動した際に福祉事業所から受けた対応や企業の採用状況および対象者の希望する点などを聞き出した。第2段階は、「変容期」とし、対象者が現在、就労している事業所や企業に受け入れてもらった時の出来事や対象者が就労を通して犯罪から離脱するターニングポイント(Veyseyらの言う「変容の瞬間」)を聞きだし、第3段階は「変容維持期」とし、離脱状態を継続させている現状の様子を聞き取りした。聞き取りに際して、特に対象者が犯罪を起こす前のライ



ンの立ち上がり時、ピーク時、落ち込み時などの時期に対象者がどのような経験をし、どのような支援等を受け、何を感じたかなどについて重点的に尋ねた。面接は1回につき約2時間を目安にし、聞き取りの内容は承諾を得てICレコーダーに録音した。また対象者から聞き取った内容を再確認するため、2～3ヶ月の期間をおいて一人あたり追加の面接を1～2回実施し、内容に食い違いがないか精査した。面接によるデータ収集期間は、2014年9月から2015年2月である。

4. データ解析

面接にて得られたデータについて、佐藤(2008)の方法を参考に解析を行った。録音データをもとにした逐語録と描いてもらったラインと照らし合わせながら、逐語録を繰り返し読み全体を把握した上で、ラインの曲線部等におけるライン形状が変化した理由とその要因をコーディングしカテゴリーを作成することで整理・分析した。また分析した結果について客観性を持たせるため、質的研究に精通した教員からスーパーバイズを受けた。加えて対象者と紹介元の事業所の管理者に分析結果を確認してもらう配慮を行った。

5. 研究を行う上での倫理的配慮

本研究は日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会にて承認を得た上で実施した。面接調査の承諾は、事前に福祉事業所の管理者を通して対象者へ説明を実施し了解を得た。そして面接調査の場にて、データの扱いの守秘義務、調査にて答えたくない時に不利益にならない等、口頭と書面にて対象者に説明し署名にて承諾を得た。

III. 結果

9名の対象者のライフ・ラインは、対象者と事業所の管理者との間でほぼ一致することがわかった。図2に一例としてF氏のライフ・ラインを示した。F氏は学生の時に周囲の同年代から激しいいじめを受けた。その後、部品メーカーに就職するも、職場

に自分の居場所が見つけれず退職し、生活が困窮した結果、窃盗の常習犯となり刑務所に服役した。そして出所後は、現在の事業所のグループホームに入ることができ、現在は犯罪を起こしたことを反省しサービス業に従事している。F氏は刑を終えた後、現在までに3つの段階を経たが、変容維持期の「生活の楽しさ」レベルは最高点よりも低いことがわかった。このようにして実施した9名の面接をもとに、本研究における犯罪を起こした後の変容過程について、保正（2011）を参考として図3に示した。以下、＜＞はカテゴリー、【】はサブカテゴリー、

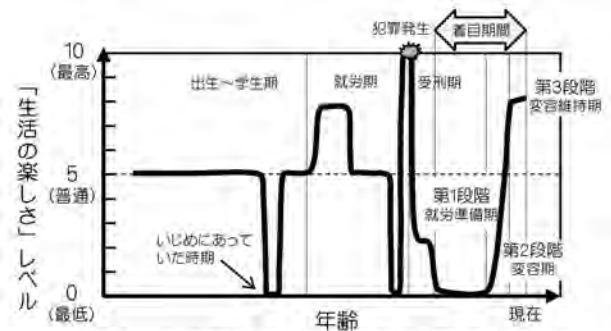


図2. 対象者のライフ・ラインの事例(F氏)

寄りのない者や家族が引き取りを拒否する場合があります。引き取り手がない場合でも、志賀

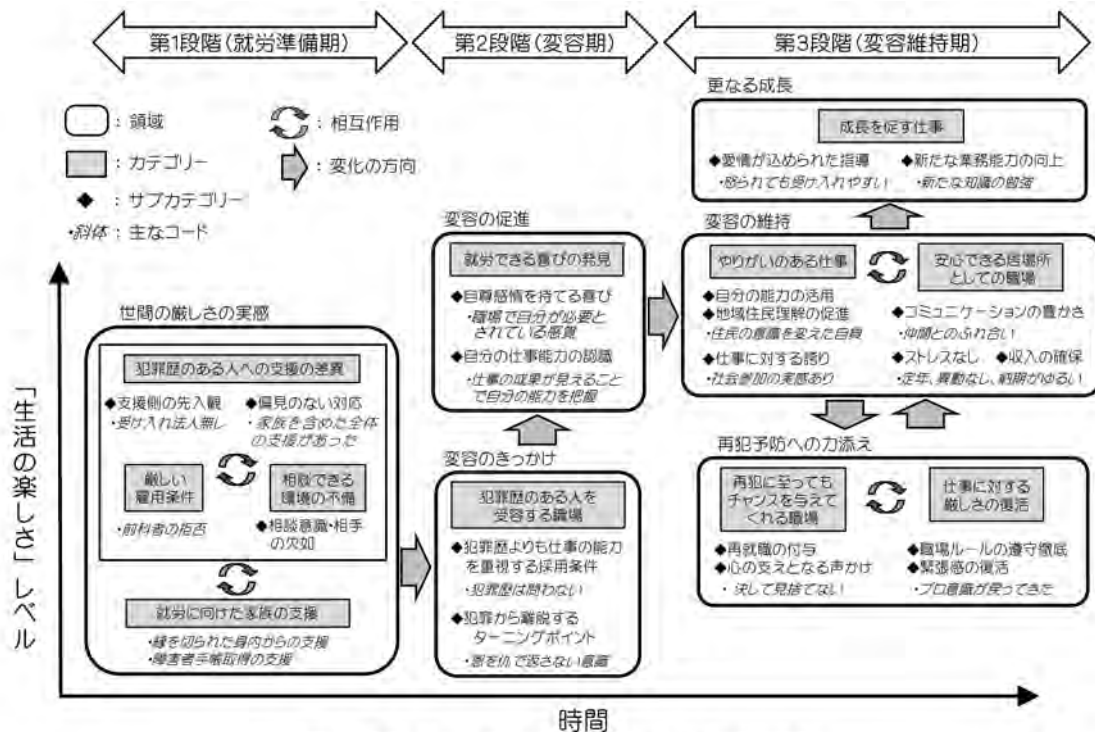


図3. 「就労」を通じた犯罪からの離脱過程

「」はコード、インタビューデータからの引用を『』で示す。

1. 第1段階（就労準備期：表2参照）

第1段階では、4つのカテゴリー、4つのサブカテゴリー、14のコードを抽出した。そして、ここでの「生活の楽しさ」レベルはほとんど最低レベルであることがわかった。

刑務所から出てきた者（不起訴となった物も含む）は家族などの引き取り先があれば良いが、身

（2013）の言う当面の住居の場が必要になる。しかし、入所施設を持つ事業所にて＜犯罪歴のある人への支援の差異＞が見られ、総じて【支援する側の先入観】と思われる対応が多く見られた。このような対応は対象者が再び就労するための活動をする時にも見られた。例えばC氏は『仕事探しにハローワークに通ってたけれども、窓口の人から、あなたここがダメとか、けちょんけちょんなこと言われて…』と言われ、積極的な就労の斡旋を受けることが無く、医師からの意見書にも『知的好奇心が強すぎて

犯罪を犯す可能性があるって書いてあったんです。ものを知りたいがために、人のプライバシーを暴いたり暴力的なことをする危険があることが書いてあったんです。』と言っていた。それに加え、対象者は＜犯罪歴のある人への厳しい雇用条件＞にもさらされていた。D氏は暴力団から抜けた後、職業訓練を受けて清掃技術を身に付けていたが、企業の面接の様子について『指に刺青入っているから一応、指輪はめてテープ巻いていたんやけど、面接官からここ何か怪我でもしてはるんですか？と言うから、一応、怪我してますと言うたら、パチッと顔見て、ああこの人は元暴力団やなと思いはったんっちゃいます…2週間したら却下が来まして、面接アウトでした。』と述べ、仕事ができる能力がありながら採用に至らなかった理由として、元暴力団組員であったからではないかと感じていた。しかし、対象者に救いであったことは＜就労に向けた家族からの支援＞を少なからず受けていたことであった。D氏は、「暴力団を抜け出た直後から、今まで縁を切られていた兄が家で保護してくれた」ことを感謝しており、もし兄からの支援がなかったら暴力団に戻るかホームレスになるかして今の生活が得られなかったと述べている。

また対象者からは＜相談できる環境の不備＞として【相談意識の欠如】がうかがえた。G氏は「犯罪を起こす前の不安定な精神状態であっても、誰かに相談するという考えが無かった」ことについて、『直ぐにここの職員に言葉で話せば犯罪を起こすことにはならなかったんだけど、とっさにやってしまって…』と悔やんでいた。また【相談相手の欠如】も少なからずあった。ここでもG氏は『昨年、別のグループホームに替わった時、信頼できる人がいなかったし、誰に相談すればよいのか分からなかった。』と述べていた。

このように就労準備期では、＜犯罪歴のある人への支援の差異＞、＜犯罪歴のある人への厳しい雇用条件＞、＜相談できる環境の不備＞の3つの困難があるが、それらを支える力として＜就労に向けた家族からの支援＞があることで救われていることがわかった。

2. 第2段階（変容期：表3参照）

第2段階の変容期にて2つのカテゴリー、4つのサブカテゴリー、8つのコードを抽出した。この時期では障がい者は家族や一部の理解ある事業所等の支援により就労へ向けた準備を行っており、「生

表2. 就労準備期に関わる要因

時期	領域	カテゴリー	サブカテゴリー	コード
第1段階 (就労準備期)	世間の厳しさの実感	・犯罪歴のある人への支援の差異	・支援する側の先入観	・犯罪を起こすような人を受け入れる法人は無かった ・相談支援事業所は地域での受け入れに後ろ向きであった ・ハローワークが障がい者の仕事の能力を過小評価し、就労の斡旋を躊躇していた ・世間では障がい者に親切な言葉を言うが実際の支援では冷たく扱われることが多かった
			・犯罪歴を持つ者への偏見のない対応	・犯罪を起こす人に対しても偏見なく支援してくれた ・障害者本人以外に家族を含めた全体の支援をしてくれた
		・犯罪歴のある人への厳しい雇用条件		・仕事をする能力があっても、元暴力団で刺青があることで採用されなかった ・履歴書に前科を書かなくても事前に調べられていた
		・就労に向けた家族からの支援		・暴力団を抜け出た直後から、今まで縁を切られていた兄が家で保護してくれた ・犯罪を起こした後、家族が障害者手帳の取得のための手続き等の支援を積極的に行った ・父親からの就労に対する積極的な意識付けがあった
		・相談できる環境の不備	・相談意識の欠如	・犯罪を起こす前の不安定な精神状態であっても、誰かに相談するという考えが無かった ・無断欠勤し続けても会社から面談等の働きかけが無かった
			・相談相手の欠如	・困った時に誰に相談するべきかわからなかった

活の楽しさ」レベルは急激に上昇したことがわかった。

このような状況の中においては、【犯罪歴を問わない採用条件】や【犯罪から離脱するターニングポイント】を与える＜犯罪歴のある人を受容する職場＞により彼らは犯罪から離脱するきっかけとなる「変容の瞬間」(Veysey & Christian 2009)が見られた。

窃盗を繰り返していたE氏は、刑務所から出た後、住まいを受け入れてくれる所がなく困り果てていたが、今のグループホームを管理する事業所を紹介され面接に行った時、管理者から犯罪を起こした者への対応とは思えない程の優しさを感じて『“今日から泊まっていき、泊まるとこ無いやろ”って言うもんで…僕も驚いて、知らん人なのにえらい親切な人やなって思って、これでラストチャンスや！立ち直れるように、もう悪さしない様に甘い気持ちも無くさなあかん』と述べていた。またA氏は清掃の仕事に就く際、責任者からの言葉が忘れられないでいた。『初めての時、管理者にこう言われました、“お前はな、その道を踏んできたけど、今、真面目に気張ってんやから、わしはお前を一生、遠いところから見とるぞ”と』。そして採用の時には『“掃除ができるかどうかが一番や”と。以前に何をやってたかは、取り敢えず置いといて、掃除、いわば仕事ですわ。“仕事ができるかどうかでまずは判断します”と言われて…今は充実しています』と述べていた。このように犯罪を起こした障がい者であっても仕事の能力が高ければ採用する事業に出会えたことは、9人の対象者全てにとって【犯罪から離脱するターニングポイント】となったことが分かった。また変容期には【自尊感情を持てる喜び】や【自分の仕事能力の認識】が得られる＜就労できる喜びの発見＞もあった。【自尊感情を持てる喜び】としては、「自分の実績でも誉められることを初めて実感できた」ことが示すように、今までの人生にて仕事で怒られ続けてきた対象者が初めて自分の仕事が認められた喜びが見て取れた。E氏は水産会社に就

職した時に自分の経験を評価してくれたことについて、『以前、漁船に乗っていたので、会社の人が「この子使えるな」って言って雇ってくれた』と喜んでいて。また【自分の仕事能力の認識】では「仕事の成果が見えることで自分の能力を実感できた」のように新しい自分を発見できる喜び大きな経験が「生活の楽しさ」レベルを押し上げる効果があった。

3. 第3段階（変容維持期：表3参照）

変容維持期では、5つのカテゴリー、12のサブカテゴリー、22のコードを抽出した。この時期における「生活の楽しさ」レベルは維持する作用と再犯防止および更なるレベルの上昇をもたらす作用が拮抗していることがわかった。まずはレベルを維持する作用として犯罪から離脱するためのターニングポイントにて生じた喜びの状態を継続させる＜やりがいのある仕事＞と＜安心できる居場所としての職場＞について語られた。＜やりがいのある仕事＞を保つためには、【自分の能力の活用】、【地域住民の理解の促進】、【仕事に対する誇りの実感】の3つが挙げられた。例えば、【地域住民の理解の促進】に関し、公衆トイレの清掃をしているC氏は『僕らの仕事はプロのドライバーからしたら、どこのトイレがきれいかということは知ってますね。僕らがやるようになってから郵便配達の人や地域のおじいちゃん、おばあちゃんからはありがとうとか、他のトイレは汚いけど、ここは綺麗やと言われると嬉しいですね』と言い、「地域住民から仕事を高く評価され、やりがいにつながった」ことを述べていた。それに加えて＜安心できる居場所としての職場＞の内容として【コミュニケーションの豊かさ】、【ストレスのない職場】、【収入の確保】が挙げられた。特に【コミュニケーションの豊かさ】では、9名中8名の対象者が就労準備期に見られた＜相談できる環境の不備＞を補うかのように仲間とのふれ合いのある環境を喜んでいて。このように変容を維持する職場の特徴が明らかになったが、時には軽微であるが再び犯罪（多くは万引き）を起こしてしまうこ

とや仕事の慣れから来る自分勝手な行動（欠勤や怠惰な勤務態度等）を取る者も出てきた。その時に【再就職の付与】や【心の支えとなる声かけ】を行ってくれる＜再犯に至ってもチャンスを与えてくれる職場＞の存在があった。B氏は、【再就職の付与】について、再犯後に少年院を出所し、勤めていた企業に再雇用してもらえた時のことについて『専務から“もうあんな事するんじゃないねえ！”って怒られて、“鬼みたいに鍛えてやるから！”って言われて、バシバシと・・・でも雇ってもらえた』と厳しさの中にも寛容な対応に感謝していた。またA氏は管理者から以下の言葉を言われた。『お前は字が書けへ

ん。でも、仕事でみんなを指導してくれてんのやから、みんな一生懸命に頑張ってるのやろ。それは、お前が一生懸命にこういう風にしなさいと言って、みんなを見てやってくれるから、みんな頑張るとるんや』。またかつて一般就労したことがあるA氏は、職場にて指導的な役目を任され＜仕事に対する厳しさの復活＞を以下のように強調した。『わしは管理者が仕事終わって解散しましよと言うまでは事務所にいます。終わりましたと言われるまではね。仕事は仕事やから。遊びに来てるのとちゃうねんから。』

そして変容を維持するだけでなく、【新たな業務

表3. 変容期～変容継続期に関わる要因

時期	領域	カテゴリー	サブカテゴリー	コード
第2段階 (変容期)	変容の瞬間	・犯罪歴のある人を 受容する職場	・犯罪歴を問わない採用条件 ・犯罪から離脱する ターニングポイント	・犯罪を越したことで就労機会を排除されなかった ・仕事ができることが最も重要な採用条件であった ・認知的に高くなくても体力があれば採用してもらえた ・本人に「恩を仇で返すようなことは絶対にできない」と 言わしめるほど犯罪を起こした者に寛容であった
	変容の促進	・就労できる喜びの発見	・自尊心保持する喜び ・自分の仕事の能力の認識	・世間で必要とされる仕事に就くことができた ・自分の実績でも誉められることを初めて実感できた ・決められた作業を行うことが自分の能力を発揮できる ことがわかった ・仕事の成果が見えることで自分の能力を実感できた
第3段階 (変容維持期)	変容の維持	・「やりがい」のある仕事	・自分の能力の活用 ・地域住民の理解の促進	・能力の範囲内で自由度を持って働くことができた ・能力、資質に配慮した仕事を与えてくれて対応できた ・犯罪を起こした障がい者である自分たちが仕事をする ことで地域住民の意識を変えたという自負があった ・地域住民から仕事を高く評価され、やりがいにつながった ・社会参加を実感できる仕事に就くことができた ・多くの障がい者が希望する仕事に就くことができた
		・安心できる居場所と しての職場	・コミュニケーションの豊かさ ・ストレスのない職場 ・収入の確保	・業務が終わっても仲間と触れ合える機会が多かった ・いろんな障がい者と巡り合える喜びがあった ・いろんなお客様と話しができて辛さを感じなかった ・異動がなく同じ場所で働くことができた ・納期が厳しくなく残業も少なかった ・定年がなく、希望すればいつまでも働き続けられた
	再犯予防への力添え	・再犯に至ってもチャンス を与えてくれる職場	・再就職の付与 ・心の支えとなる声かけ	・再犯を起こし刑務所から出てきた後も、再度、就労の 機会を与えてくれた企業 ・犯罪を起こしてもゼロにならないと励ましてくれた ・自分のことを「信じている」との言葉をかけてくれた
		・仕事に対する厳しさ の復活	・自分勝手な業務判断の禁止 ・一般就労していた頃の就労 意識の復活	・自分の業務分担が終わっても指示があるまで休まずに 緊張感を保っていた ・職場に着いた瞬間、業務時間になった瞬間から、意識が 仕事モードに変わる ・かつて一般就労していた時に身に付いた「仕事は頑張ら なくてはいけない」という意識を覚えていた ・家族の困らんよりも仕事を重視する責任感があった
	更なる成長	・障がい者の成長を 促す業務	・愛情が込められた指導 ・新たな業務能力の向上	・怒られる時にも愛情が込められ受け入れやすかった ・自分がいたから後輩が育っていると激励してくれた ・新規商品の勉強をすることで知識が増え、お客様への 対応も上手くできるようになった

能力の向上】や【愛情が込められた指導】のもとに＜成長を促す仕事＞を経験する者も9名中2名いた。これは単に犯罪からの離脱のみならず職業人の自覚の芽が生まれていることを示していると考えられる。

IV. 考察：先行研究との照合

以上のように本研究では、犯罪を起こした後の変容の過程は3段階であること、および段階を経る中で「生活の楽しさ」レベルが上昇し維持されていることを示した。ここでは、前章で整理した内容をもとに、Veyseyら（2009）の言う犯罪をしない生活への「移行」の3つの視点について、本調査結果との比較分析を行う。

①「変容の瞬間」が1回きりの出来事か、あるいは長期間続く複数の出来事からなるのか

今回の調査において「変容の瞬間」に相当する出来事は、第2段階の変容期のカテゴリーである＜犯罪歴のある人を受容する職場＞の支援を受けたこと、＜就労できる喜びを発見＞できたことの2つであり、これらは対象者にとって何度も経験できる機会ではなかった。I章で述べた大村（2012）の調査結果から考えると、特に＜犯罪歴のある人を受容する職場＞に巡り会うことは確率的に少ないと考えられる。しかも、全ての対象者は第1段階の就労準備期において、企業との面接やハローワークの職員から厳しい対応や言葉を受けてきた。この経験は、彼らの心に「犯罪を起こした者」という目に見えないスティグマ（Goffman 1963）となっているであろう。それゆえ、刑務所から出てきた直後に経験が1回きりの出来事であっても『恩を仇で返すようなことはしない』という犯罪から離脱する劇的な心の変化をもたらしたと思われる。その後に経験する＜就労できる喜びを発見＞できた体験に関しても、障がい者（特に知的障がい）の多くは前章のG氏のように子どもの頃にいじめや更には虐待を受けていることが多い。その結果、成人後においても自分の価値や自信が持てないでいるというスティグマ

がある。その中でB氏は前職で漁船に乗っていた経験があり、水産会社の就職面接で『この子使えるな』と言われ、得意な魚の加工の職を得た。Veyseyら（2009）の調査においても、たった1回の瞬間の出来事に変容の原因になっている例がある。以上、今回の調査において、変容期の1回きりの経験は対象者が犯罪から離脱するためのスティグマを弱めるには十分な出来事であったと考えられる。

②変容は本人の内面から来るのか、外部から来るのか

本研究は就労を通じて犯罪を起こした障がい者の変容に焦点を当てている。対象者は就労を与えられている立場であり、表3のコードの内容を見ても、Veyseyら（2009）の結果とは異なりほとんどが本人の外部から来る支援による変容（30中25のコードが周囲からの支援による）であった。Maruna（2001）はSampson & Laub（1995）を引用して、雇用「それ自体」は犯罪からの離脱に影響せず、「仕事の安定性、仕事へのコミットメント、労働者・雇用者の相互の結びつき」が存在する場合に限り、雇用は犯罪を減少するとし、本人の「外部からの支援」である雇用の継続性の重要性を述べている。ただし＜仕事に対する厳しさの復活＞のコードにおいて、「かつて一般就労していた時に身に付いた「仕事は頑張らなくてはいけない」という意識を覚えていた」や「職場に着いた瞬間、業務時間になった瞬間から意識が仕事モードに変わる」といった就労意識が蘇ったことがうかがえた。これは本人の内面から来る変容に近い経験も少なからずあることを示すと考えられる。

③回答者が自分や問題に対する見方を変えたのかどうか

III章のナラティブより、対象者は変容期や変容維持期にて対象者が従来から感じていたスティグマから抜け出るきっかけとして、犯罪を起こした者を支援してくれる事業所等の重要性が認識できたが、それが継続的に支援されなければ再犯に陥る可能

性もある。Veysey ら (2009) は、自分や問題の見方が変わったことを示すナラティブには、スティグマから抜け出るきっかけの結果として具体的な対象者の内側から発する行動が見られると述べているが、今回の面接からは対象者が自分や問題に対する見方を変えたと言いきれるまでは明らかにならなかった。また Ward & Stewart (2003) は「よき人生モデル (Good Lives Model)」において、犯罪を起こした者が内的条件 (スキル) と外的条件 (環境、支援等) を整えることで社会に受け入れられ犯罪行為を減らすことができるだろうと述べている。今回の研究では、内的条件は仕事の能力や関心事項であり外的条件は受け入れる事業所や雇用する企業および犯罪を起こした者を理解し支援する人の存在であると考えられる。

V. 結論および今後の展開

本研究では、犯罪を起こした障がい者が「就労」を通して犯罪からの離脱を経る過程として、就労準備期 - 変容期 - 変容維持期の 3 段階を示した。また先行研究との比較を行い、先行研究の知見を跡付けしたことに加え、本研究のオリジナルな点として「犯罪歴のある人を受容する職場」が犯罪からの離脱という大きな変容のターニングポイントとなったこと、このような変容は障がい者ではほとんどが対象者の内面に存在する意識よりも外部の支援から来ることが明らかとなった。そのため、犯罪を起こした障がい者に対する偏見等に関して、外部 (環境、周囲の意識など) からより更に排除しなければならないことや仕事の能力を持った者を積極的に支援・雇用する事業所や企業を増やす必要性が示唆され、大村 (2012) の結果について犯罪を起こした障がい者の視点から支持する結果となった。ただし、今回は対象者が 9 名であり全員男性であることから、本結果を一般化するまでには更なる多様なデータが必要であることが課題であると認識している。

最後に今回の研究では明らかに出来なかったが、

今後は具体的に犯罪を起こした障がい者を支援・雇用する事業所や企業を増やす方策を立案することが必要である。そのために成功事例の中から応用できるポイントを抽出し整理することで現場に活用できるレベルにまで落とし込むことが求められる。現在、今回の対象者を受け入れている事業所等への聞き取りを行っており、今後は具体的な方策を明らかにしていく予定である。

謝辞 聞き取り調査にご協力頂いた皆様にこの場をお借りして感謝申し上げます。

また本研究は日本福祉大学 山崎喜比古特任教授の指導のもとで行われました。加えて、一部、ユニバーサル財団からの助成を受けました。重ねてお礼申し上げます。

文献

- Andrews, F. M. & Robinson, J. P. (1991) Measure of Subjective Well-Being, Measures of Personality and Social Psychological Attitudes: Volume 1: Measures of Social Psychological Attitudes, Academic Press.
- Cantril, H. (1967) The pattern of human concerns. New Brunswick, NJ: Rutgers Univ. Press.
- Goffman, E. (1963) Stigma, Notes on the Management of Spoiled Identity, Prentice-Hall (=石黒 毅訳 [2003] 『スティグマの社会学』せりか書房)
- Maruna, S. (2001) Making Good: How Ex-convicts Reform and Rebuild Their Lives, American Psychological Association (=津富宏・河野荘子監訳 [2013] 『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」 一元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店)
- Sampson, R. J. & Laub, J. (1995) Understanding variability in lives through time: Contributions of life-course criminology, Studies on Crime and Crime Prevention, 4, 143-158

- Schroots, J. J. F. & Ten Kate, C. A. (1989) Metaphors, aging and the life-line interview method, In Unruh, D., Livings, G. (eds.), Current Perspective on Aging and the Life Cycle (Vol. 3), 281-298, JAI, London
- Veysey, B. M. & Christian, J. (2009) Moments of Transformation: Narrative of Recovery and Identity Change 『犯罪社会学研究』 34, 7-31
- Ward, T. & Stewart, C. A. (2003) The Treatment of Sex Offenders: Risk Management and Good Lives, Professional Psychology: research and Practice, 34(4), 353-360
- 相田孝正, 八重田 淳 (2015) 「罪を犯した障害者の犯罪歴の伝達に関する研究 ～特例子会社を対象とした意識調査～」『職業リハビリテーション』 28 (2), 2-9
- 大村美保 (2012) 「矯正施設を退所した障害者の地域生活支援 ―相談支援事業所に対する実態調査及び事例調査から―」『研究紀要第6号』 25 - 37、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園
- 木村隆夫, 佐脇幸恵 (2012) 「高齢・障害犯罪者の社会復帰支援施策の現状と課題」『日本福祉大学社会福祉論集』 128, 83-113
- 厚生労働省 (2015) ホームページ (平成 27 年 12 月 3 日 検索), http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社
- 志賀利一 (2013) 「矯正施設を退所した知的障害者の支援 ―のぞみの園における調査研究の概要―」『さぼーと』 2013. 12, 44-49
- 杉本雅史 (2010) 「触法障害者 (知的・精神・重複及び医療観察法対象者含む) の地域生活・社会復帰支援のあり方に関する調査と支援モデルの作成」『平成 22 年度厚生労働省障害総合福祉推進事業』
- 田島良昭ら (2007) 「真犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究 平成 18 年度 総括・分担研究報告書」『厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業』
- 田辺裕美, 藤岡淳子 (2014) 「刑務所出所者の社会再参加に必要な変化と支援 ―回復した元受刑者のインタビューから―」『司法福祉学研究』 14, 67-94
- 平野優子 (2015) 「ライフ・ライン・メソッド 方法論と研究例」『日本地域看護学会 2014 年度研究セミナー』
- 法務省 (2006) 「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について」『平成 18 年法務省特別調査』
- 法務省 (2014) 「新受刑者の罪別能力検査値」『矯正統計年報』
- 保正友子 (2011) 「医療ソーシャルワーカーの実践能力変容過程―新人期から中堅期に至る 3 段階―」『社会福祉学』 52(1), 96-108

知的障害青年の移行支援教育における 福祉事業型専攻科の意義と役割

－特別支援学校等専攻科との比較から－

学校法人特別支援学校聖母の家学園

辻 和美

The Significance and Roles of the “Special Welfare Service Course”
at Transitional Support for Youth with Intellectual Disabilities
: Comparative Study with the “Postgraduate Course of Special Support School”

Abstract

This study focuses on the transitional support for the youth with intellectual disabilities. The adolescence means the transition of “from child to grown-up person” and “from school to society” and a time for self-realization. This transitional support consists of both special welfare services and “special welfare service course.” The latter acts a service provider as a substitute for the former and is increasing recently. This paper analyses the significance and roles of the “special welfare service course” at transitional support.

Key words

Intellectual disabilities, adolescence, transitional support, postgraduate course,
special welfare service

I. 研究の背景と目的

1. 研究の背景

後期中等教育修了後の進学率が50%を上回る現代において、知的障害特別支援学校高等部（本科）卒業生の進学率は0.5%と低く（文部科学省学校基本調査）、障害の有無による進学格差が指摘される。加えて、盲・聾学校高等部卒業生の約半数が進学している実態と比較して障害種別による格差も認められる。これらの格差が生じる背景には、特別支援学校高等部を卒業した知的障害青年の進学先となる教育機関の少なさが存在する。このような実態を改善することは、知的障害青年の学校から社会への移行における取り組みの選択肢を増やし、その充実を図ることにつながるものである。

筆者は、私立特別支援学校（知的障害）の教員であり、勤務校の高等部に「専攻科」が設置されていることから、高等部卒業後の進学先のひとつとして専攻科に関心を持った。専攻科は、学校教育法の規定によって高等学校や特別支援学校高等部等に設置が可能である。教育年限は1年以上とされているが、2～3年の学校が多い。同法には、専攻科の目的として「精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること」と記載されている。かつては、盲・聾学校における軽度児対象の職業訓練・職業教育を中心とした教育課程が主流であり、

障害程度の重い生徒や、知的障害児・肢体不自由児に対して、専攻科の門戸は開かれていなかった。本論で取り上げている専攻科は、ゆっくりと時間をかけて成長・発達していく知的障害児の「青年期の学びの場」を、教育年限の延長という形で保障しようとする目的から設置されたものである。特別支援学校の他に高等専修学校や各種学校などを含むことから、本論では「特別支援学校等専攻科」（以下「学校専攻科」）と表記する。専攻科課程を有する学校数は、2014年12月現在で12校（公立1校・私立11校）と全国的にも少ない。

一方で、2008年以降、学校教育における専攻科を補完する選択肢として、障害者総合支援法第五条第十三項「自立訓練事業（生活訓練）」を活用した「福祉事業型専攻科」が増加している。これは、法律用語ではなく独自の表現で、法的には第2種社会福祉事業にあたる。同法によると、自立訓練事業の利用者は、「地域生活への移行を図る上で」或いは「地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者」、サービス内容は「日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等」と定義づけられており、「福祉事業型専攻科」では、この定義に基づいた実践（サービス提供）をおこなっている。その内容は学校教育を強く意識しており、福祉事業の形態をとりつつ学校の

表1 本研究で対象としている「青年期の学びの場」としての「専攻科」

	特別支援学校等専攻科	福祉事業型専攻科
管轄省庁	文部科学省(学校教育)	厚生労働省(福祉事業)
法的根拠	学校教育法 58・70・82 項	障害者総合支援法 5 条 13 項
事業体数	公立特別支援学校 1 校 私立特別支援学校 8 校 私立高等学校 1 校 私立高等専修学校 1 校 NPO 法人立各種学校(無認可) 1 校	自立訓練事業(生活訓練) 21ヶ所 ※2014 年 12 月現在、「全国専攻科(特別ニーズ教育)研究会」加盟の事業所 ※うち 3 ヶ所は、自立訓練事業 2 年間に就労移行支援事業 2 年間を加えた 4 年間

教育的機能を代替する「青年期の学びの場」となっている。同義語として「学びの作業所」「作業所型専攻科」などの名称を用いる事業所もあるが、本論文では「福祉事業型専攻科」（以下「福祉型専攻科」）に統一する。また、本研究においては、両専攻科を、「青年期の学びの場」という括りで同等に捉えて研究対象とする。表1は、各々の管轄省庁・法的な根拠・事業体数の一覧である。

自立訓練事業所は、全国に約1,100ヶ所存在するが、この制度を活用した福祉事業型専攻科は、「全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会」（以下全専研）調査によると2014年12月現在で21ヶ所にしかすぎない。しかし、2008年以降、6年の間に急増していることも事実である。一方で、2008年以降、学校専攻科の増設はない。障害児教育は、2007年の法改正によって特別支援教育に移行した。障害種別の枠を取り払い、発達障害児に対象を広げた結果、2003年度から2012年度までの10年間で、障害児学校在籍者数が1.35倍増であることに對し、学校数は1.06倍増にとどまっている。また、障害児学校に限って学校設置基準と定員が設けられていない。急増する児童生徒の対応を迫られるという過密・過大の実態が、公立校に専攻科が1校しか設置されていないことの遠因であるとも考えられる。

2. 先行研究の検討

青年期は、「①『子どもから大人へ』、②『学校から社会へ』の二重の移行期」（坂井[2000]）と言われるように、人生における様々な移行期の中で際立って大きな転機となる時期である。「子どもから大人へ」という内面の成長・成熟が求められると同時に「学校から社会へ」といった外的な環境の変化を余儀なくされ、この両者は密接に結びついている。また「自分づくり」の時期でもあり、渡部[2009]は、移行支援に関わって「青年自身による『子どもから大人への自分づくり』を教育的に組織し、方向づけ、援助する営み」でなくてはならないと述べて、「学びの場」の必要性を示唆している。これを踏まえ、

二つの視点で先行研究の検討をおこなった。

ひとつは、青年期の移行支援教育としての専攻科の意義である。かつて、糸賀[1965]は、「専攻科」「教育年限の延長」という表現こそ用いてはいないが、時間をかけて個々人の発達を保障していくことの必要性を説いた。筆者自身、勤務校での発達保障の考え方に依拠した実践から、教育年限を2年間延長することで、じっくり学べる時間と場が作り出せること、多感な青年期に、ともに学ぶ仲間がいることの意義は大きいと感じている。特に、「成人式」「二十歳」という人生の節目を、学校で仲間とともに迎えることが、障害の程度に関わらず大きな育ちにつながることを実感している（辻[2008]）。同様の指摘に安達[2008]、藪[2008]の実践報告がある。また、実践内容についても、高等部（本科）とは異なり、「大人であること」を意識した学習課題設定と教育支援が工夫されている（聖母の家学園[2008]）。教育には、学校教育の他に社会教育もあり、青年学級やオープンカレッジ等も青年期における移行支援教育の一環として生涯教育の中に位置づけられるが、本研究においては対象としない。

ふたつは、福祉型専攻科（自立訓練事業）に関する研究で、2つの視点に分類される。第一は代替性である。公教育の中での教育年限延長が難しい実態を受け、出口[2008]は、「これを求める保護者の願いに応える形で、教育の代替としての福祉型専攻科の開設が増加している」と指摘する。河南[2013]らの実践報告からも、福祉型専攻科における青年期の人格発達と、その意義が明らかになっている。制度・政策に関わっては、渡部[2013]が、「文教行政として学校型の高等部（高校）専攻科を増設整備するという方向を採っていない現時点では、学校と福祉のハイブリッド方式によって移行支援教育の仕組みと実践をつくっていく必要がある」と述べている。第二は独自性である。丸山[2015]によって、「学びの場」としての自立訓練事業が果たしている役割が報告され、楽しく通える居場所の確保・自信の広がり・主体性の広がり・経験の広がりなどが通

所者の変化として母親等に認識されていることが明らかになった。また、伊藤[2015]は、自立訓練事業の新しい機能として「教育」を位置づけることを提案している。

3. 研究の目的

このように、「専攻科」は、近年、注目を集めつつあり、関連する論文・著書も少しずつ増えてきている。これらの研究に見られる2つの視点を生かして、次のような研究の目的を設定した。特別支援学校等専攻科と福祉事業型専攻科の比較のなかで、「学びの場」としての福祉型専攻科が、どのような教育的機能を代替しているのか、そして学校専攻科とは異なる独自の機能をどのように発揮しているのかを明らかにする。そして、それらの結果を踏まえて、福祉型専攻科の今後の在り方に言及する。

II 調査の方法

1. 調査の対象

すでに目的で触れたように、本調査では学校専攻科と福祉型専攻科の両方を対象に設定している。このように、学校専攻科と福祉型専攻科に同じ調査をし、その比較から論じた調査研究は少なく、本論文の意義のひとつであると考える。

2. 調査の方法

日本福祉大学大学院の倫理ガイドラインを踏まえて、表2に示したアンケート調査及び補足の訪問調査、グループインタビューを実施した。

(1) アンケート調査

①**対象**：学校専攻科3校（教員22名）、福祉型専攻科7事業所（支援スタッフ26名）。2012年12月開催の全専研全国集会において2013年4月に開所されていると確認された12校・18事業所のうち3校と7事業所を抽出した。学校専攻科については、様々な学校種（特別支援学校、高等専修学校、無認可の各種学校）の実態を把握できるように、福祉型専攻科については、設立団体・地域・事業形態を考慮して抽出している。

②**期間**：2012年2月～2013年8月。

③**方法**：アンケート調査。集計・分析方法は、下記項目のaについては単純集計とした。自由記述項目であるbとcについては、堀場[2013]の先行研究に倣って分析し、調査項目ごとの小分類は、記述意見を内容ごとに筆者が類型化して分類した。

④**項目**：＜学校及び事業所向け＞a) 概要に関する項目として、設置主体、形態・定員、学年編成、教職員数、授業日数、教育年限、施設・設備、登校・通所方法、障害程度、卒業・卒後の進路先。b) 方針に関する項目として基本理念、設立の動機、専攻科として大切にしている取り組み、専攻科以外の事業や他の社会資源との連携。＜教員・支援スタッフ向け＞c) この職に就いた動機。

⑤**補足のための訪問調査**：調査対象10箇所のうち学校専攻科1校、福祉型専攻科3事業所、計4箇所についてアンケート調査結果の理解を深めるために訪問調査も併せて実施した。

(2) グループインタビュー調査

①**対象**：私立特別支援学校（S学園）校長1名、私立高等専修学校（Y学園）教諭1名、社会福祉法人

表2 調査の実施リスト

調 査 内 容	調 査 対 象		
	特別支援学校等専攻科	福祉事業型専攻科	合 計
アンケート調査	3校(22名)	7事業所(26名)	10ヶ所(48名)
訪問調査	1校	3事業所	4ヶ所
グループインタビュー	2校(2名)	1事業所(1名)	3ヶ所(3名)

(K 事業所) 理事長 1 名。

②日時：2013 年 8 月 28 日 13:00 ～ 15:00。

③方法：グループインタビュー。加瀬 [2010] の先行研究に倣い、事前に論議のポイントとして下記の質問内容 ab を示した上で、座談会方式で実施した。インタビューの内容は、ボイスレコーダーを用いて記録し、逐語録をもとに分析をおこなった。考察上の小項目（キーワード）は、発言内容をもとに筆者が類型化して分類した。

④質問内容：a) 学校または事業所の運営に関わって、授業以外の面でのメリット・デメリットは何か。b) 国の制度と関わって、経営上の課題や今後の展望について

Ⅲ 調査の結果

1. アンケート調査

回収率は、事業体アンケート 100%、教員及び支援スタッフアンケート 80%（学校専攻科 95%、福祉事業型 70%）であった。

（1）学校及び事業所の概要

1) 定員、学生・教職員数

今回、調査対象とした学校専攻科は、全て私学及び無認可であるため、公立と違って 1 学年あたりの定員数が明確になっている。一方、自立訓練事業を活用した福祉型専攻科は、学年という括りがない。

教員・支援スタッフ数調査では、特別支援学校は、その他の学校に比べて教職員数が多い。福祉型専攻科は、自立訓練（生活訓練）事業の支援員配置基準 6：1 を満たす形でスタッフが配置されており、管理者の兼務やボランティアスタッフの導入で不足分を補う例もあった。障害の重い人や行動障害のある人の受け入れは非常に困難であることを意味し、これは、5) の、福祉型専攻科の生徒（利用者）に療育手帳 B 判定が多く、卒所後、生活介護事業所に移行する人が少ないという調査結果にも裏付けられている。

2) 授業日数と長期休業

学校専攻科は福祉型専攻科に比べて授業日数が少なく、夏休みなど長期休業の日数が多い。福祉型専攻科は、支援費の支給が日割計算であることから、年あたり 240 ～ 260 日（月平均 20 ～ 22 日）の事業所が多く、長期休業を設けていない。中には、土曜日を授業（隔週）、クラブ活動・自治活動に充てる事業所があった。学校であれば当然のごとく教育課程に含まれる職場実習も、福祉型専攻科では事業所の減算につながるという矛盾が生じる。「きょうだいみたいに大学へ行ってみたい」という当事者のニーズに応えた事業であるにも関わらず、学生の特権である夏休みを保障できないという矛盾もある。

3) 教育年限

いずれの専攻科も基本的に 2 年である。自立訓練は 2 年間の有期限事業であるが、行政（市町村）判断で 1 年延長が可能である。学校専攻科では、5 年間の高等部教育の中に 3 年間の本科と 2 年間の専攻科があるという考え方や、専攻科からの途中入学不可という制約を設けるなど、両者ともに学ぶ年数を長く取ろうとする工夫が見られた。

4) 施設・設備

普通教室数は、学校専攻科の方が福祉型専攻科よりも多く、学校法人が母体の学校には、調理室、音楽室、体育館などの特別教室も設置されている。ビルの 1 室を校舎とし、部屋だけを借りているなど、学校法人と違って立ち上げ時に多くの資産を必要としない福祉型専攻科が急増している裏には、当事者や家族のニーズと、それを満たすための人材やノウハウがあれば比較的容易に事業を始めることができるという実態が見て取れる。福祉型専攻科で特別教室（調理室、ホール）が設置されている事業所は、廃園になった保育園の建物を市から無償借用して運営していることによるもので、地域による格差もある。スクール（送迎）バスの運行は、多機能型の 2 事業所のみであり、障害程度による利用の制約にもつながっている。

5) 障害程度と卒後の進路先

学校専攻科では、特別支援学校には A 判定の学生もいるが、高等専修学校には B 判定の学生が多い。福祉型専攻科では、多機能型には A 判定の学生もいるが、自立訓練事業単独の事業所は B 判定の学生が中心となっている（表 3）。

進路先の比較では、特別支援学校の卒業生が様々

な事業所に移行している反面、その他の学校では一般就労及び就労系事業所が多く、生活介護は両校合わせて 1 名のみである。また、進学も見られる。福祉型専攻科では、多機能型は生活介護に移行する人が多く、自立訓練単独の事業所は就労系事業所に移行する人が多い（表 4）。

表 3 療育手帳の判定にみる在籍者の障害程度（人）

判 定	学校専攻科（3 校）		福祉型専攻科（7ヶ所）		合 計
	特 支 （1 校）	その他 （2 校）	単独事業 （5 事業所）	多機能型 （2 事業所）	
A	18 (25.7%)	1 (1.9%)	17 (18.9%)	19 (41.3%)	55
B	52 (74.3%)	22 (39.2%)	73 (81.9%)	27 (58.7%)	174
未	0 (0%)	33 (58.9%)	0 (0%)	0 (0%)	33
合計	70 (100%)	56 (100%)	90 (100%)	46 (100%)	262

特支：特別支援学校、その他：特支以外の学校

単独事業：自立訓練事業単独の事業所、多機能型：多機能型事業所

手帳の判定は自治体によって 2～4 区分と異なるため、ここでは 2 区分に統一する。未は未取得。

表 4 卒業（卒所）後の進路先（人）

	学校専攻科（3 校）		福祉型専攻科（7ヶ所）	
	特支	その他	単独	多機能
一般就労	0	38	1	7
就労移行支援事業所	2	19	11	8
就労継続支援 A 型事業所	4	4	1	2
就労継続支援 B 型事業所	2	73	10	30
生活介護事業所	0	1	0	30
施設入所	2	0	0	2
在宅	1	6	0	3
入院	0	0	0	1
その他	1	14（進学）	0	1（死亡）

特支：特別支援学校、その他：特支以外の学校

単独：自立訓練事業単独の事業所、多機能：多機能型事業所

進学は職業訓練校など

（２）学校及び事業所の方針

１）基本理念

学校及び事業所の基本理念からは、７つのキーワードを読み取ることができた。多い順に、①「社会へ」「自立」：学校専攻科（以下学）２、福祉型専攻科（以下福）６、計８／②「人格」：学１、福４、計５／③「本人（家族）のニーズに応える」：学２、福３、計５／④「集団・ともに」：学２、福２、計４／⑤「（教育の）代替として」：学０、福３、計３／⑥「生活」：学０、福１、計１／⑦「主体的」：学０、福１、計１である。

２）専攻科設置の動機

学校専攻科・福祉型専攻科ともに、「力不足」「土台の上に」「ゆっくり」といった言葉を用いて、従来の高等部３年間の育ちでは、社会へ出るための確かな力の確立に至っておらず、教育年限を延長し、時間をかけて移行支援教育をおこなう必要があることを挙げている。また、福祉型専攻科については、「（福祉型専攻科の）先進例にならって」「（本人や保護者の）ねがいに応える」「県下にない」という表現で、代替としての必要性を強く意識して専攻科を設置した経緯が読み取れた。

３）専攻科として大切にしている取り組み

カリキュラム・プログラム例を挙げている回答と、関わり方について述べている回答に分類することができた。カリキュラム・プログラム例としては、「研究ゼミ」「論文」「性教育」「科学」といった「教科学習」を意識した内容、「自治活動」「調理」「生活」などの「教科・領域を合わせた指導」を意識した内容の他、地域交流や進路支援に関わる内容があった。関わり方としては、「内面の育ち」「新たな自分」「体験」「なかま」というキーワードが読み取れた。いずれの専攻科においても、青年期の学びとして職業教育偏重ではなく自分づくりを通して豊かに生きる土台を作る教育を重視していることが見て取れる。

４）他機関との連携

学校専攻科では、系列の社会福祉法人や経営母体

のNPO法人で設置している事業所との間で、生活面や労働面など卒業後支援に関わる業務を連携しておこなっている例があった。そういった法人を持たない学校でも、実習先や近隣施設を共同研究先と位置づけていた。福祉型専攻科では、社会福祉法人が母体である場合、多くの事業体が同一法人内に他の事業所を持っており、そこと連携・協働する例が多く見られた。卒業後支援がスムーズにできる反面、事業体のあり方が地域のニーズに左右されるという実態もある。

５）就職の動機

調査対象となった福祉型専攻科支援スタッフ２６名中１１名が教職経験者であった。未経験者であっても、自立訓練事業を活用した福祉型専攻科の存在や、そのことによる教育年限延長の意義を予め知っていて立ち上げ時に誘われた人が多い。実践面においても学校専攻科に影響を受けていることが窺えるが、教員資格の有無という点では課題が残る。

２．グループインタビュー調査

アンケート調査を受け、グループインタビューにおけるリアリティのある語りによって数字には表れにくい経営や運営の実情を明らかにした。

（１）施設・設備面の不十分さから「青年期ならではの実践」への転換

三者に語っていただいた施設・設備面の実態から、前項で明らかになった十分ではない実情が裏付けられた。それぞれの制度において法的基準を満たしてはいるが、知的障害や発達障害の青年たちが学ぶには劣悪な条件と言える。しかし、三者とも地域の社会資源を活用することで施設・設備面の不備を補い、更には、手続きを自分たちでおこなうこと（社会参加）や、地域の人と一緒に利用すること（交流・共同学習、インクルージョン）で教育的効果を高めている。これは、学校専攻科・福祉型専攻科双方に共通する部分でもある。

C理事長：自立訓練事業は自力通所ということになっています。施設は、ご覧の通り２教室し

か今ありません。地域のスーパーへメニューを決めて買い物に行き、大きな福祉センターの調理室を使って、流し台が7つも8つもあるようなところで調理をします。月に1回、月曜日に申請と予約にいかないといけない。体育館も3回借りに行きます。社会資源を使うという具体的なメリットもあるのかな。図書館を使うスキルなんかも、他の一般の人と一緒に本を探したり読んだり、自分で聞きに行くとか、そういうことも身につけてきます。

B 教諭：敷地も狭く、もともとは普通教室ばかりの建物でした。体育館なんかも併設している通信制課程と共用で使っている部分です。専攻科の子は、通信制に電話して「いついつ空いてませんか？」って伺ったりね。近くに公共の芝生のグラウンドが一人100円もかからないくらいの値段で借りれるんですけど、役所に行って申し込みをしたり。社会資源を使いこなすっていう意味では、外に出る機会があるっていうのは、すごく新鮮です。自分たちで作り上げるってところの楽しさを知ってしまうと、いろいろな工夫を学生同士がし始めます。社会資源を知っているのと知らないでは、やっぱり街を歩く時の胸の張り方が全然違います。小さな学校ですので、その分、外に目を向けるっていうのは、逆に青年期にはいいのかもしれないと思っています。

A 校長：特別支援学校なので、送迎バスも利用しながら重い障害のある青年たちも受け入れています。全て、全部整っていることが大事なことではない。それは、社会に行き、外の、先ほどC理事長が発言された一般の人と交じり合って図書館を利用する。これこそインクルージョンですよ。ないものも取って用意しておくっていう教育的配慮がなければいけないんじゃないかな。

いろんな面で制限がある部分なんだけど、外に向けてきちんと開ける。設備の完璧なものを全部用意しないことが特に青年期においては大事な事かなと強く思っています。

（2）他機関との連携を活かした多彩な支援

生涯教育を別にすると、専攻科は、最後の教育機関であり、進路支援や卒業後支援は切り離せない課題である。在学中と卒業後の教育と福祉の連携では、限られた人員しか割けない学校専攻科と、多彩な社会資源を持っている福祉型専攻科との相違が明らかになった。

A 校長：心配しているのは、やはり卒業してからの支援。デメリットっていうか制度の問題になってくるのですが、非常に限られた人員でしかできないですね。

C 理事長：うちの法人の中にケアホームがあって、暮らしの部分へ自分から入りたいと言う人もいますので、生活面の自立度が上がってくる。親から離れて生活してるという自信みたいなものがついてくると思っています。そこが、福祉事業型でやっているメリットだと思っています。更に、就労移行事業もB型もやってるんで、卒業後のところにおいても保障がちゃんとできるし、ジョブコーチも2人置いているので、その制度を使いながら就労を目指していくところも可能になってくるのかなと思っています。

（3）国の制度に関わる経営及び実践上の課題

もともと教育機関ではなく、福祉の制度に学びの場を当てはめている福祉型専攻科の経営や実践に無理が生じるのは否めない。その一方で、高等専修学校において教育の制度の脆弱さが実践を左右したり、教育機関でありながら特別支援学校での学びの保障が福祉の制度に左右されたりする実態も存在することが明らかになった。

C 理事長：経営の視点で言えば、一番困るのは日割

り計算ということです。夏休み、8月全部取ると収入はゼロになるので、やっぱり1ヵ月とか年間でほしいなあと考えています。制度的に言えば自立訓練は2年もしくは3年ですが、理想からいったら基本的には、全員3年、もしくは5年間くらいの自立訓練事業があったらいいのになあと考えています。

B 教諭：高等専修学校の方は、専攻科に関して言えば高等課程の別科という位置づけですから補助金の類いは全くありません。経常費補助一人あたり年間48万円、通学定期もまだ認められていない。専攻科単独で高等専修学校ができるかという、やはり到底できない。経営の視点から見ると、そういう脆弱さがあります。緩やかな階段をゆっくり上っていくという意味では、5年という部分を専攻科の2年を3年か4年くらいに延ばして7年間くらいいられるような、そんな学校にしたいなと思っていたんですけど、大阪府は「高等課程が主たる科です。その別科だから、それを上回ることはできません」ということを言われました。

A 校長：隣接する障害児入所施設の方に児童相談所を通じて、いろんな虐待の問題だとか、経済的な困難というようなことで（入所し）、途中で転入してくるケースがすごく増えたんですね。その子たちの将来のことを考えると中学生から進路の取り組みをさせるってわけにいかないし、彼らが一番求めているものによりそっていくという教育支援になるんだけど、平成30年3月末をもって児童施設にはおれなくなる。専攻科に向けていく部分のプロセスのところで今までにはなかった福祉の大きな問題の波がやってこうとしている。

（4）今後の展望

三者ともに、制度・政策との関わりでは課題も多く、盤石とは言い難いが、可能性と展望を内包した事業であり、現場ではそのための工夫が模索されていることが窺えた。

C 理事長：K事業所は学び中心です。学ぶ期間はきちんと2年間保障しましょう。その後、就労移行の事業へいって、次の2年間で就職を目指して、ジョブコーチついて、働いていこうということで、自立訓練は就職準備訓練ではないということを今年度から打ち出したんです。就労移行事業っていうのは就職を目指しましょう。このところは、きちんと棲み分けをしたいと思っています。

B 教諭：卒業・修了＝どこかに居場所ってことは、絶対にイコールで結びつけていません。4月1日に就職して10日に辞めてっても意味ないんで。そういう意味では、本当にゆっくりした送り出し方です。進路のことを考え出して、学校でやっていることから気持ちが抜けていってしまう。やっぱり、学びの時間は保障してあげたいっていうふうに思いますね。

A 校長：校舎を建設するのと学校作りとは大事で、確かに箱づくりではないと思うんですよ。中身をどうやって作っていったらいいのかっていうことが一番大事だと思うんですね。やっぱり親御さんたちが思っていること、それを今度の学校作りに反映できればいいかな？と。重い子たちと一緒にやってきたんでね。そんなことを思ってます。

C 理事長：学校っていうのはカリキュラムっていう名称ですよ。で、福祉はプログラムっていう名称でなければならないんですね。そんな中で、主人公と一緒にプログラムを作るっていうことを、今、理想に置いているんです。自立訓練は縛りが少ないので

きるなあと。

IV 調査結果の考察とまとめ

1. 移行支援教育における福祉事業型専攻科の意義と役割－教育的機能

意義の第一は、18歳以降の「学びの場」が広がり、多くの青年が二十歳（成人）を迎える年齢まで、代替ではあるものの移行支援教育が受けられるようになったことである。通学できる範囲に学校教育としての専攻科が設置されていない地域に住む障害児にとっては、高等部卒業後の選択肢は、就労（就労継続支援事業 A 型含む）か福祉事業かの二つしか存在しなかった。そこに、第三の選択肢である福祉事業型専攻科が生まれたことは大きな成果である。全国的に見ると、まだまだ数は少なく、その意義も十分に広まっているとはいえないが、「子どもから大人へ」「学校から社会へ」の二重の移行支援を意識した活動の場ができ、仲間とともに、ゆっくりと時間をかけて過ごせることは評価できる。

第二は、独創的・先駆的な実践と、その発信である。ここでの実践に共感するからこそ、教職経験者の多くが新たに福祉型専攻科を立ち上げているのではない。同時に、特別支援学校の教育実践にも影響を与えていることが推察できる。グループインタビューの中でも、「主人公（である青年たち）と一緒にプログラムを作る」という理想が語られている。学校教育と違って制約が少ない分、自らが主体となって学ぶことの意義を追求できる場が福祉事業型専攻科であると言えよう。なお、実践の中身については、青年期の発達に必要な教育内容という見地から筆者が並行して質的調査を実施しているが、その成果は別項に譲る。

2. 福祉事業型専攻科の独自性

第一は、当事者をはじめ保護者や地域のニーズが反映されやすいことである。調査結果からも、本人・家族・関係者の願いを受けて、その必要性を感じたことが、専攻科設置に踏み切った動機となっている事業所が多いことが明らかになっている。また、

補足の訪問調査をおこなった3事業所は、いずれも、不就学をなくす（就学猶予・免除の問題に関わる）ことや高等部全入を目的とした教育権保障を求める運動が活発におこなわれてきた地域にあり、地域ニーズの高さや、保護者・教育関係者の思いの強さが窺えた。

第二は、多職種連携のとりやすさである。同一法人内で、就労継続支援事業（B型）や就業・生活支援センターなどの就労に関わる事業、グループホームなどの生活に関わる事業、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの子どもに関わる事業を運営している例が多く見られた。法人内の連携に留まることはデメリットにもなるが、他の事業を通して得た知識や支援技術を、青年期の学びに反映させることは、学校にはない大きなメリットである。

3. まとめ－福祉事業型専攻科の課題と今後の在り方

教育的な機能を発揮し、独自性におけるメリットを有している福祉型専攻科にあっても、法的には教育機関でないことから、福祉制度・政策の影響を受けることになる。課題の第一は「障害程度」である。前述した調査結果からも、障害程度の重い青年や、行動障害のある青年が自立訓練事業を利用することは実質的に困難であることは明らかであり、彼らに対する移行支援教育の保障が今後の課題である。生活介護事業を活用した福祉型専攻科の開設という新たな動きもあるが、内実については、まだ十分に調査・検証されていない。

第二は「家庭基盤」である。福祉事業である以上、就学奨励費の対象にならず、通学定期等の購入にあたっても学割の適用外である。障害者総合支援法に則って訓練費は1割負担であるが、旅行積み立てや調理実習費など実費負担の部分も多い。このことから、家庭基盤の弱い青年にとっては、金銭負担の課題が大きく、学びの場になり得ていない現状もある。

本研究を通して見えてきた福祉型専攻科の二つの課題、すなわち「障害程度」と「家庭基盤」とい

うキーワードは、青年期の移行支援に関わる今後の研究課題でもある。これらは、公教育で専攻科が保障されていれば発生しない問題であり、教育の平等性が担保されていないことを意味するものでもある。特に、「家庭基盤」の問題では、児童養護施設に措置されている子どもの28.5%が何らかの障害を有する（厚生労働省調査）とされており、その多くが障害児入所施設に措置変更となるなど、社会的養護を必要とする障害児が増加傾向にある。彼らにとっては、18歳以降の生活の場の保障と、教育費・生活費の金銭負担が大きな課題となっている。また、「『貧困』によって障害福祉サービスの利用を自ら抑制」する事例が、福祉型専攻科からも報告されている（卜部 [2014]）。今後、社会的困難を抱える知的障害青年の学びの実態について明らかにする必要があると考えている。

本研究は、2013年度に日本福祉大学大学院にて受理された修士論文「知的な障害を有する青年における移行支援教育の現状と課題－特別支援学校等専攻科と福祉事業型専攻科の比較から」を基に加筆・修正したものである。調査にご協力いただいた「全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会」の皆さま、ご指導いただいた平野隆之先生をはじめ日本福祉大学大学院の先生方に感謝申し上げます。

<文献>

- 堀場純矢 (2013) 『階層性からみた現代日本の児童養護問題』 明石書店
- 伊藤修毅 (2015) 「自立訓練（生活訓練）事業の教育的機能に関する一考察」 『立命館産業社会論集第51巻第1号』 抜刷
- 糸賀一雄 (1965) 『この子らを世の光に－近江学園二十年の願い』 柏樹社、289-298
- 加瀬進 (2010) 「特別支援教育の時代における多職種連携に関する研究課題の検討」 『SNE ジャーナル第16巻第1号』 文理閣、5-25
- 厚生労働省 (2015) 「児童養護施設入所児童等調査結

果」

- 厚生労働省ホームページ最終閲覧 2015年11月29日
- 丸山啓史 (2015) 「知的障害のある青年の「学びの場」としての自立訓練事業の役割」 『京都教育大学教育実践研究紀要』 抜刷
- 文部科学省 (2015) 「学校基本調査」
- 岡本正、河南勝、渡部昭男 (2013) 『福祉事業型「専攻科」エコール KOBE の挑戦』 クリエイツかもがわ、156、209
- 坂井清泰 (2000) 「養護学校高等部教育とトランジション、キャリア教育」 『特殊教育学研究 38(2)』 83-93
- 聖母の家学園 (2008) 『特別支援学校聖母の家学園研究紀要』
- 卜部秀二 (2014) 「相談活動から見えてくる貧困」 『みんなのねがい No577』 全国障害者問題研究会出版部、34-36
- 渡部昭男 (2009) 「障がい青年の自分づくり青年期教育と二重の移行支援」 日本標準
- 全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会 (2008) 『もっと勉強したい！障がい青年の生活を豊かにする学びと「専攻科」』 クリエイツかもがわ、20-55

山本隆編著

『社会的企業論：もうひとつの経済』

法律文化社、2014 年

愛知教育大学教育学部

岩満 賢次

本書は、「社会的企業は、誰のために、何を、どのように行う事業体であるのか」という問題意識のもとで、理論と実践の複眼の視点から、社会的企業の機能を説明しようとしている」（はじめに iii）ものである。

まず、本書の構成を紹介したい。本書は理論編と国際比較編、事例編、実務編に分かれている。第一部の理論編では6章にわたり、第1章「福祉国家、福祉多元主義、NPM」、第2章「社会的経済、サードセクター、非営利セクター」、第3章「欧米の社会的企業」、第4章「日本の社会的企業」、第5章「社会的企業の事業戦略」、第6章「社会的企業とソーシャルキャピタル」について論じられている。この第一部では、世界的な福祉国家の再編の流れから、社会的企業の位置づけを論じている点が興味深い。

第二部の国際比較編では、第7章「アメリカの社会的企業」、第8章「イギリスの社会的企業」、第9章「イタリアの社会的企業」、第10章「スウェーデンの社会的企業」、第11章「韓国の社会的企業」について論じられている。この第二部では、各国の政策上の位置づけや新しい経済主体としての社会的企業の役割が見られ興味深い。

第三部の事例編では、第12章「ソーシャル・ビジネス」、第13章「神奈川におけるワーカーズ・コレクティブの実践」について論じられている。この第三部では、民間団体としてのビッグイシュー、しゅらく倶楽部、神奈川県ワーカーズ・コレクティ

ブ、また地方行政機関として京都府のソーシャル・ビジネス戦略の事例を紹介しながら、新しい経済主体の動向を垣間見ることができる。

第四部の実務編では、第14章「ソーシャル・マーケティング」、第15章「ソーシャル・ファイナンス」、第16章「社会的企業の評価」について論じられている。この第四部では、ソーシャル・マーケティング、ソーシャル・ファイナンスといった新しい経済主体に対する資金の流れ、そしてその資金を得て行った事業への評価とこれまでの社会福祉分野での研究が困難であった領域に踏み込まれている。

本書の意義は、社会福祉学と社会的企業に関する議論とを繋ぎ合わせる役割を持っているところにある。理論編で見られるように、「社会的目的」（社会的目的を持った事業を通して社会貢献する）と「社会化」（主要なステークホルダーが金融資本・社会資本・知的資本を所有することで、社会権を実現する）という視点から社会的企業を整理している（21 頁）点は興味深い。従来の社会的企業に関する議論では、社会問題を解決するための「ビジネス的な手法」や「イノベーション」といった視点が強調されてきた。社会福祉の領域は、介護等の領域において市場の原理の一部が採り入れられつつあるものの、「ビジネス的な手法」の導入が困難なこともあり、「社会化」という視点から社会的企業を整理することは有用である。

本書では、「社会的企業は、よりよい社会づくり

をめざす、もうひとつの経済である」(247 頁)と結論付けている。「もうひとつの経済」とは、何に対する「もうひとつ」なのであろうか。社会的企業を「社会的目的」と「社会化」の二つの視点から見ている本書では、生活を支える事業体とも言えるであろう。では、これまでの企業は、「社会的」ではなかったのであろうか。とりわけ日本社会においては、企業が従業員及びその家族を支え、そして商店街などにおいては地域貢献なども果たしてきたはずである。しかし、1990 年代以降のグローバル化を機に、企業は、社会から分断され、過度な利益重視に偏ってきたのではないであろうか。そのような時代背景をもとに登場した社会的企業は、改めて「社会」というものについて考える場でもあろう。現代社会における「もうひとつの経済」とは、現代における経済社会に対するひとつの問いかけでもあろう。そのような視点から見ると、本書は、社会的企業に関する研究が国内外で発展する中で、社会福祉学にとって意義ある書籍であると考ええる。

最後に、本書の今後の期待する点を記したい。社会福祉学の領域では、社会福祉法人という民間非営利組織が大きな役割を果たしてきたし、これからも果たしていくであろう。また、特定非営利活動法人や社団、財団の公益法人も大きな役割を果たしている。この社会的企業というものが日本社会に登場することによって、社会福祉法人をはじめとした旧来の法人形態がどのように変化しているのか、また今後どのように変化していくのかについては、大変興味深い。この社会的企業の議論が、既存の法人体系にもたらす影響については、折を見て議論をしたい。

樋口 恵子編

『介護 老いと向き合って―大切な人のいのちに
寄り添う 26 編―』

ミネルヴァ書房、2015 年

地域住民へのサービス提供会社「よろず屋」

伊里 タミ子

近年「介護の時代」と言われ介護の問題を取り上げない日がないくらいである。どうしてこんなに介護が注目され、介護に関わる人が必要とされるようになったのか。それは超高齢社会が到来し高齢者特に寝たきりや認知症高齢者が増えてきたこと、これから増えつづけると推計されるからだ。介護問題は他人事ではなく自分の問題として考えなくてはならない。本書はミネルヴァ書房が公募した「介護体験記」に応募総数 444 作品が寄せられた。そのなかから選考委員長の樋口恵子氏をはじめとした選考委員、沖藤典子氏、袖井孝子氏、望月幸代氏、渡邊芳樹氏、結城康博氏の計 6 名による選考を経て決定した最優秀賞『実母の介護』、優秀賞『母からのプレゼント』、『南天の花』、『男性ヘルパー』と佳作 22 作品の 26 編を書籍化したものである。

樋口恵子氏は 1932 年 5 月東京都出生。東京大学文学部美学美術史学科卒業。在学中、同大新聞研究所で特別研究生としてジャーナリズムを研究。時事通信社、学習研究社、キヤノン勤務ののち、1971 年フリーの評論家となり福祉、教育、老後、消費者問題など幅広い評論活動をしている。女性運動にも積極的に参加。東京家政大学名誉教授、同大学女性未来研究所所長、NPO 法人「高齢社会をよくする女性の会」理事長など歴任。著書に『私の老い構え』、『人生 100 年時代への船出』、『女、一生の働き方―貧乏ばあさん BB から働くハッピーばあさん HB へ』、『自分で決める人生の老い方』など数多くの作

品がある。

本書の目的は、介護体験記をよせられた方々の苛酷な、時に地獄を見、鬼になる瞬間、そのような葛藤を乗り越えて、力強い達成感と幸福感を体験されてこられた「生の声」を全国で介護に携わる家族・医療・介護職の方々へ励ましのエールをとどけることである。

最優秀賞作品『実母の介護』は実母と 15 年間生活を共にし、85 歳になった娘が 105 歳の実母を看取るという、超高齢社会のなかで驚くべき老老介護の風景が描かれており、長寿時代ならではの介護実態である。母は「命令しない、反対しない、不足を言わない、怒らない」に徹した「介護され上手」であった。介護のなかで玄孫 1 歳、と母 102 歳の生活を比較し成長するものと去りゆくものの不思議な輪廻を表している。母親としての威厳を保ちつつ、介護されるという状況を受け入れ、死装束を準備して最期を迎えるという潔さは私たちに高齢者はかくあるべしと教えられた作品である。

優秀賞作品『母からのプレゼント』は 93 歳で他界した実母を 17 年間にわたる娘の介護記録である。母の口ぐせである「イチ、ニッ、サン」で一日が始まる。しかし娘には耳障りであった。次第に一人で歩くことが臆病になった母を危なくないかを確認するために娘は「いいか、いいか」と声掛けをするうちに「イチ、ニッ、サン、いいか、いいか」と訊くのがいつの間にか「イチ、ニッ、サン、イカ、

イカ」になった。「大丈夫だよ」と言う代わり「シー、ゴー、ロク、たこ、たこ」という介護の「いか」「たこ」合戦が繰り返され、母娘の漫才のような毒舌バトルが展開するようになり気が楽になる。そして、身体的には娘が母の手足になって、精神面では母が娘を支えていた事に気づく。介護したからこそ母の人生や気持ちを知ることができ、一番身近な存在なのに、身近すぎて本当は何も知らなかった。母の介護をとおして老いることの意味を知り、人生の指針を得た娘。介護の葛藤を詳細に書き込んだ興味深い作品である。

優秀賞作品『南天の花』は脳梗塞で倒れ、2年近く病院で治療。その後本人の希望で在宅介護となる。介護を受ける母は91歳寝たきり。介護を担う娘たち4人。4組の夫婦8人の平均年齢は64歳。母親はいくつになってもどんな姿になろうとも、子供に教えようとする親の愛の深さと凛とした威厳を示す。例えば、南天の四季の移り変わりについて「梅雨時に目立たず咲く小さな白い花」、「どんなに強い風雨にうたれても、実を落とすことはない」、「南天は、難を転じるといわれ、災いを避けてくれる」等々。母はベッドでじっと横になって窓の外を眺めながら抱いた思いは、このままの暮らしがつづくとしたら辛く、不安の日々であっただろう。しかし、寝たきりでも日常の何気ないことも五感を使って幸を味わい人生を豊かにしていたことなど心温まる美しい体験記である。

優秀賞作品『男性ヘルパー』は30代後半から飛び込んだ介護職男性の話である。介護職の仕事は父親には歓迎されなかった。男性は施設とは違い、高齢者と一対一で向き合える在宅介護を選んだ。掃除、買い物、調理など生活援助がメインである。同性介護が基本の職場で97歳の女性（ミチコさん）介護を受け持った。ミチコさんは介護職とは社会的に地位が低く、賃金も安く、離職率も高いという実情をよく知っていた。「若くて健康な男性がする仕事ではない、もったいないから」と他の職業を薦めた。だが、「介護の仕事が好き」という男性ヘルパ

ーの思いを次第に理解して信頼を寄せるようになっていった。ミチコさんは男孫に介護職を薦めるほどになる。男性ヘルパーは介護職とは「承認される喜びを積み重ねる職業ではないか」という。この言葉は介護で働く人々の励みになることだろう。

佳作作品にも皆いずれ劣らず素晴らしい感動作品である。その中でも胸詰まる作品は、『箱入りパパ』である。結婚21年目、夫は膜下出血で倒れた。夫の介護のなか認知症の実母を引き取った。二人合わせて「要介護度10」の介護である。二人の介護は思いのほか順調であった。同居して2年目に母は呆気なく亡くなった。その後、介護者である妻は更年期障害にみまわれ不眠、動悸、情緒不安定となった。ある日、夫の首に手をかけようとしてベッドに覆いかぶさった。そのとき夫の「イヤだ。迷惑をかけて悪いけど、もっと一緒にいたい」という声で我に返る。介護保険を活用していても介護がいかに苦悩と疲労に満ちているものか訴えている優れた力作である。

さて、ここで介護保険について考えてみよう。

2000年4月に施行された介護保険法とは加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった者等が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うこと（要介護者等について介護保険制度を設け、その行う保険給付に関して必要な事項を定めること）を目的として創設された法律である。

介護保険法施行以前は、介護は家族が行うもの、特に女性（嫁）が担っていた。また、福祉援助が必要な高齢者に対して行政が税金を使い必要なサービスを提供する「措置制度」で行われていた。介護保険制度は行政措置とは異なり、介護サービス事業者と利用者の「契約」で成り立っている。介護保険の財源は、公費（国＋都道府県＋市町村＝50％）と40歳以上の国民が支払っている介護保険料（50％）である。つまり介護を受ける側にとっては支払った保険料で堂々とサービスを受けられるのであ

る。

介護保険は時代の変化に応じて法や制度を5年ごとに見直し改正しながら進められてきた。2015年には16年目に突入し4月に改正が行われた。そのねらいは、高齢者ができるだけ住み慣れた自宅で介護を受け続けられるように、地域の介護サービス事業者や医療施設、家族が連携を図り、地域全体で高齢者を見守る「居宅介護支援」の態勢を整えるという点である。その理由には3点あげることができる。1点目は高齢者の急速な増加に伴って、保険給付と費用負担のバランスが崩れているため、持続可能な制度にするためには、地方自治体や個人に負担してもらうこと。2点目は高齢者の多くが自宅での介護を望んでいること。3点目は急増している認知症の高齢者にとって環境の変化は望ましくないことなどである。そして、公的施設への入居資格などが変更になった。これまでは、要介護度1の高齢者でも、空きさえあれば入居できたが、今後は要介護度3以上でないと申し込みすらできなくなった。さらに介護保険サービス利用負担額は全ての人が1割負担であったが2015年8月から「1割負担」と「2割負担」(単身で年収280万円以上、2人以上世帯で346万円を超える人)と2種類になった。

介護保険の課題は介護労働者不足と高齢者の保険料負担である。

厚生労働省によると、2015年9月15日時点、65歳以上の高齢者人口は3千395万人、高齢化率26.7%である。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年には3千657万人に達すると見込まれ、介護労働者数が37万7000人不足すると推計している。日本をはじめ主要国では急速に高齢化が進んでいる。しかし国レベルで法的に介護制度が整っているのは日本やドイツ、韓国など少数の国に過ぎない。国際労働機関(ILO)によると、世界では1360万人の正規の介護労働者が不足し、65歳以上の半数に当たる約3億人が必要な介護を受けていない。公的支出も不十分な状況である。介護政策が世界の重要な課題になっている。

介護保険では保険料を払っていてもサービスを利用すれば費用がかかる。65歳以上の高齢者の場合、原則として「1割負担」だ。負担額は、要介護度に応じて差が生じてくる。「要支援度1」という段階から、寝たきりの人が多い「要介護度5」まで7段階ある。「要介護度5」になると、1か月の在宅サービス限度額の自己負担額(1割負担)は3万6065円(利用できるサービス料金は地域によって異なる)が必要になる。さらに、介護サービスを受けていなくても、毎月の介護保険料(低所得者には軽減措置がある)を支払う必要があるが、それさえ払うことが難しいという高齢者も少なくない。その保険料を払えずに延滞している高齢者も2年以上延滞すれば、ペナルティとして、介護サービスの利用料が「1割負担」ではなく「3割負担」となってしまう。保険料さえ払う余裕のない高齢者にとって3倍の利用料を払うことは容易ではない。結局、介護保険を利用することができない。「まだ、大丈夫。お金がもったいない」と介護サービスを受けずに、自分で何とかしようと無理しているうちに、気が付けば「介護サービスを受けたくても、受けられない」状況に陥ってしまうケースがある。

次に高齢者の実状を視てみよう。

ベストセラー『下流老人』の著者でNPO法人ほっとプラス代表理事の藤田孝典氏は警鐘を鳴らしている。下流老人とは藤田孝典氏の造語で、生活保護基準相当の収入で暮らさざるを得ない高齢者およびそうなる恐れのある高齢者を指す。生活保護費の額は自治体によって異なるが、首都圏で暮らす一人暮らしの高齢者の場合、月額約13万円程度。これに加えて、医療扶助、介護扶助が支給される。しかし、生活保護費より低い水準で暮らしている人は、かなりの数に及んでいる。内閣府の調査によると、65歳以上の相対的貧困率は22%。つまり5人に1人は、下流老人である。困窮する子どもの世代に頼れず、過疎化する地方で地域社会からも孤立する高齢者が増えている。その状況で、大きな病気やケガをすれば現役時に豊かだった人でも貧困

に陥りかねない。現在、一般サラリーマンの平均年収は約 413.6 万円（国税庁）。その場合、年金生活になると国民年金と厚生年金を合わせた年金は月約 23.1 万円（ここから 15%～20%の所得税が引かれる）である。年金で生活している高齢者夫婦は、首都圏の生活保護基準と変わらないことになる。その上、高齢になれば誰にでも起こり得る事態（ケガ・病気等）で医療費が必要になったり、介護施設に入るとなると一気に生活は破綻してしまう。このような境遇に置かれた高齢者を NHK プロデューサーの板垣淑子氏は「老後破産」と呼んでいる（著 NHK スペシャル取材班『老後破産』）。年金額は引き下げられ医療費や介護費用の負担は増している。社会保障制度が超高齢社会の実情に追いついていないといえる。

本書で驚いたことは介護されている人が超高齢者だということである。厚生労働省（2015 年 7 月）は 2014 年分の簡易生命表によると、平均寿命は男性 80.50 歳、女性 86.83 歳で長寿時代である。高齢になればなるほど単身女性が多い。高齢女性の抱える最大の問題として、生活費が自分で賄えるかという経済面の不安である。その理由として①男性と比較して教育の機会とか性差別賃金の不平等が存在していた時代が挙げられる。②低年金・無年金となっている高齢女性もいる。1986 年 4 月の年金制度改革で 20 歳以上 60 歳未満の国民に年金加入が義務付けられた。それまでは、被扶養者（専業主婦など）は任意加入であった。現在 80 歳以上の女性は保険料未払いがあったり、加入期間が短かったり、国民年金に加入時が過ぎていたりして、低年金、無年金者となっている人もいる。③男性は有償労働を担い、女性は家事、育児、介護等の無償労働で家庭を守っていた。働いてもパートなどで割が悪い。このように年金をはじめとする社会保障につながりなく高齢女性は経済力に乏しい。老後に不安を抱く人は少なくないだろう。介護保険法は「介護の社会化」を謳い文句に施行された。在宅介護をしている家族に現金手当支援等があればもっと楽に在宅介

護ができるのではないだろうかと評者は考える。

以上見てきたように介護保険・高齢者問題も課題があることが解った。だが本書の介護体験記の中では、多くの作品が、介護保険を賢く使って在宅ケアの負担を軽くしている事がうかがえる。ケアマネジャーの導入、介護現場の求めに応じ医療関係者も参画し「要介護者」に多様なサービスを積極的に展開がなされている。今後、地域の在宅支援活動がより充実し、多種類の方々の連携プレイでうまくつながっていけば、安心して自宅で最期を迎えられるのではないだろうか。

本書は高齢者と介護者の普遍的な特徴問題を示し前向きに戦っている様子、実際介護体験した人でなければわからない奥の深さも伺い知ることができた。介護の日々は長丁場である。介護者自身は肩の力を抜き心身健康に気を付け、人の縁や繋がりに感謝し、周りから孤立しないことである。人生のなかで誰しも支えが必要とする時期がある。大切な人の命に寄り添うことから得られるものが苦痛だけではなく、喜びや多くの教えられるものがあったと介護体験をプラスにとらえていた。最後に本書体験記が介護の渦中にいる人の役に立ち励ましになることを心より願う。

伊里タミ子（地域住民へのサービス提供会社「よろず屋」代表）

レナ・ドミネリ著

『フェミニスト・ソーシャルワーク：福祉国家・グローバリゼーション・脱専門職主義』（翻訳：須藤八千代）

明石書店、2015 年 7 月

NPO 法人「ウイメンズ・ボイス」

杉本 貴代栄

1. 社会福祉におけるフェミニスト研究の動向

本書は、レナ・ドミネリの「Feminist Social Work Theory and Practice」（2002 年）の全訳である。ドミネリは既に 1989 年に、エリン・マクリードと共著で「Feminist Social Work」を出版しているが、その後の進展や新たな課題を書き加えた、フェミニスト・ソーシャルワークの総まとめといったものが本書である。しかし本書のタイトル「フェミニスト・ソーシャルワーク」という言葉は、残念ながら多くの人にとってなじみのない言葉に違いない。まずは、本書の内容に触れる前に、「フェミニスト・ソーシャルワーク」が提唱されるようになった経過と、それを包含する社会福祉におけるフェミニスト研究の動向について言及しておこう。

日本においては、社会福祉とフェミニズムの関わりはきわめて遅れて出発したが――比較するならば、社会政策や法学、女性労働問題などの近接領域の方がずっと先んじている――、1990 年代の後半になるとフェミニズムによる取り組みや見直しが見られるようになった。その理由を一言で言うならば、女性が社会的な困難を抱えていること、そして現存する社会福祉の制度がそれを十分に援助していないことが明らかになったからである。このような「女性が抱える困難」とは、日本が高齢社会に足を踏み入れたこと、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待といった「現代的な課題」が社会的な問題として取り上げられるようになったこ

と、母子世帯が増加したためにその抱える困難が明らかになったこと等の理由により、従来よりも「見える」ようになったのだ。一方で、欧米では今日、社会福祉領域におけるフェミニスト研究はきわめて隆盛であり、「花盛り」といってもいい状況である。このような表現は、本誌の読者（社会福祉の研究者や学生、現場で働く人々でジェンダーに関心のある人々）にとっては奇異に聞こえるに違いない。日本においては社会福祉の領域とは、近年になってこそ介護役割や母子世帯問題等の女性の抱える困難が取り上げられるようになったものの、一部の研究者の主張に過ぎない。後述するように、イエスタ・エスピン＝アンデルセンの福祉国家類型論の議論とフェミニスト研究者による批判は日本にも紹介され、従来よりはフェミニスト研究が取り上げられる契機とはなったものの、「花盛り」という状況ではないことは言うまでもない。むしろ、ここ数年勢いを得た「ジェンダー・バッシング」の風潮は、フェミニズムの主張を後退させているかのようである。欧米と日本とのフェミニスト研究をめぐるこのような「差」は、後ほど論じるテーマであることを予告しておくにとどめて、ここではまず、欧米の社会福祉におけるフェミニスト研究の経過と「フェミニスト・ソーシャルワーク」の位置を概観しておくことにしよう。

欧米においては、近年、フェミニスト研究が活況を呈していると記述したが、しかしそれ以前にも、

フェミニスト研究は継続して行われてきたのである。それは女性解放運動の影響を直接的に受けた1960年代終わり頃から着手され、その後次第に範囲を拡大したという経過がある。フェミニズムによる社会福祉の再検討とは、その経過を見ても現在でも、以下のような三つの方向から行われてきたとまとめることができるだろう（注1）。

①（職業としての）社会福祉のなかの「セクシズム」批判

②ソーシャルワーク実践技術への取り込み

③福祉国家のなかの「セクシズム」批判

三つの方向のうち、①と②は1970年代から出現したが、③はその後、フェミニズムからの福祉国家批判が行われるようになる1990年代に入ってから登場した。その三方向（あるいは方法）のなかの②が、本書が取り上げている「フェミニスト・ソーシャルワーク」の試みである。ソーシャルワークやグループワークの実践にフェミニズムの方法を取り入れるという試みがそれである。

2. 本書の内容と特徴

欧米における「花盛り」の状況下で多くのフェミニスト研究の著書が出版されたが、本書の原本はその主要な1冊である。イギリスの研究者である著者のドミネリは、ソーシャルワークにおける女性の問題を取り上げた著書が多数あり、現在の活況を牽引しているフェミニスト研究者のうちの一人である。ヨーロッパにおいて活発な著作活動を続けている同時代のフェミニスト研究者としては、同じくイギリスのJane Lewis, Mary Daly, スウェーデンのDiane Sainsburyをあげることができるが、彼女らと肩を並べる研究者である。

フェミニスト・ソーシャルワークの理論と実践とは、男性の経験が全般的に支配しているソーシャルワーク理論に意義申し立てをして、男性とは異なる女性の経験の実態に光をあてること、従来女性特有の問題とは認識されなかった問題を女性固有の問題として取り扱うという新しい実践の方法を探る

うとするものである。すでに研究が先行している心理学や精神分析の方法を使うことにより、女性の意識覚醒をうながし、女性の自助グループづくりを目指すフェミニスト・ソーシャルワークの構築が進められてきた。近年になると、より専門化した分野別での実践が始められている。それは、女性に関する問題のなかでも、今までほとんど取り上げなかった問題を取りあげるようになったことである。暴力、アルコール・薬物依存、ホームレス、人種的マイノリティー等がそれである。本書のなかでドミネリは、フェミニスト・ソーシャルワークが取り組むべき新たなテーマとして、「新しい生殖技術」をあげている。

フェミニスト・ソーシャルワークの実践の原則をドミネリは列挙しているが、紙幅の関係から代表的なものだけをあげておこう。1) 女性の多様性を認識する、2) 女性の力を尊重する、3) 女性は自分の人生のどんな局面においても、自分自身で決める力を持つ行動的な主体であると考え、4) 一人ひとりの女性を社会状況のなかに置き、個人と彼女らが関係する集団との相互のつながりを認める、5) 女性に彼女たち独自のニーズや問題解決の声を発する場を提供する、6) 「個人的なことは政治的である」という原則は、実践のマクロ、メゾ、ミクロのそれぞれのレベルに関係することを認識する・・・等々である。

本書の構成は、序章「21世紀の社会とフェミニスト・ソーシャルワーク」、1章「フェミニスト・ソーシャルワーク実践の理論」、2章「フェミニスト・ソーシャルワークを取り巻く状況」、3章「専門職の再構築」という前半の理論的な章の後に、4章「男性に関わる」、5章「子供と家族に関わる」、6章「高齢者に関わる」、7章「犯罪者に関わる」、という実践的な各章を設けている。ゆえに本書は、フェミニスト・ソーシャルワークという言葉になじみのない読者にとっても、わかりやすい実践的な案内書となっている。付け加えるならば、本書の翻訳者の須藤八千代（愛知県立大学名誉教授）は、日本における

ソーシャルワークのフェミニスト実践の理論と実践におけるパイオニアであり、まさに本書は適切な翻訳者を得たといえるだろう。

3. 日本のソーシャルワークの課題について

20 世紀最後の 10 年における福祉国家研究の大きな特徴は、ひとつはエスピン＝アンデルセンによる福祉レジーム論に基づく福祉国家類型論であり、いまひとつは、彼の類型論に触発された形で発展した、フェミニスト研究者による福祉国家研究のジェンダー化であったと既述した。結果として、冒頭に示したようにフェミニスト研究は「花盛り」となったのである。

このような欧米におけるフェミニスト研究の「花盛り」は、日本の社会福祉の研究状況にまったく反映されなかったわけではない。日本においてもエスピン＝アンデルセンの福祉レジーム論は多くの研究者によって紹介され、福祉レジーム論へのフェミニストの批判も相次いで紹介された。エスピン＝アンデルセンを契機として、今までになくフェミニスト研究が注目されるようになったのだ。しかし、欧米のような「花盛り」とは言い難い状況であること、またその時期が、2000 年を超してからという「時差」があることが両者の違いである。その理由のひとつとして、翻訳が出版されなかったことが指摘できるだろう。議論の始まりである、エスピン＝アンデルセンの 1990 年の著作 *The Three Worlds of Welfare Capitalism* が日本で翻訳出版されたのが 2001 年(原書が出版されてから 11 年後である!)になってからであるということ(『福祉資本主義の 3 つの世界—比較福祉国家の理論と動態—』(岡沢憲芙、宮本太郎監訳、ミネルヴァ書房)、1990 年代以降に出版された多くの優れたフェミニスト研究がほとんど翻訳されていないという事情がそれを物語っている。本書が翻訳出版されたことを私が高く評価する理由はここにもある。翻訳が出なければ、「花盛り」の状況は日本に伝わりようもないのだ。翻訳書が売れにくいという出版界の事情もある

だろうが、研究者は翻訳を出すこと、そのための努力をすべきなのである。

ふたつめの理由として、日本においてはエスピン＝アンデルセン以前には社会福祉領域でのフェミニスト研究の積み重ねがほとんどなかったということ。欧米で 1970 年代から積み重ねられた、「職業としての社会福祉のなかの性差別」や「フェミニスト・ソーシャルワークの実践への取り込み」を問うこともなく、1980 年代から盛んになった「福祉国家のセクシズム」批判も充分に行われななで登場したエスピン＝アンデルセン議論であった。それを契機として今までになくフェミニスト研究が注目されるに至ってはいるが、いわば「外圧」による関心の高まりとも言えるだろう。このような関心の高まりが、職業としてのソーシャルワークや社会福祉教育のなかの「セクシズム」を克服することに向けられるかどうかはおおいに疑問である(注 2)。

以上のような欧米との経過や現状の違いはあるものの、日本においても遅ればせながら 2000 年を超えた頃から、福祉国家研究の主要なテーマとしてフェミニスト研究が取り上げられるようになったもうひとつの日本的な理由もあげておくべきであろう。「福祉国家研究」であったからこそ、日本においても多くの研究者が関心を示したのだろうということ。フェミニスト研究が対象とするものが、職業としての社会福祉のなかに存在する性差別や賃金差別、フェミニスト・ソーシャルワークという「技術」であったならば、あるいは近年日本でたびたび取り上げられるようになった高齢者介護や母子世帯問題だけであったなら、これほど多くの(男性も含めた)研究者がフェミニスト研究の主張に関心を示したのだろうか。福祉国家論という、「大きな問題」であるからこそ、多くの人が関心を示したということも否定できないのではないだろうか。無論それだけではなくて、日本においては福祉国家類型論をめぐる議論—フェミニスト研究からの批判に基づく議論—には、関心を持たざるをえない理由もあった。超高齢社会に突入し、介護問題や貧

困問題が女性が抱える深刻な問題として明らかになったこと、少子化社会の課題がジェンダーに直結していること、それらを見据えて社会保障・社会福祉を改革するには、日本という「独特の福祉国家」を理解する必要があったからである。

日本が「独特な福祉国家」であることは、多くの論者によって指摘されている。日本の福祉国家がどの類型に属するかという議論もさまざまである。社会保障支出の程度や社会保険プログラムの特徴からすると、ティトマスの分類でいえば産業的業績達成モデル、エスピン＝アンデルセンの福祉国家レジーム論でいえばコーポラティズム／保守主義レジームとして位置づけられよう。しかし、公的扶助の給付に伴うスティグマの程度などの社会的市民権の指標からすると、また、女性の労働市場への参加の程度、社会保障制度が男性を扶養者・女性を被扶養者とする家族モデルにどの程度依拠しているかなどのジェンダー的指標からすると、むしろ残余的モデルや自由主義レジームに近い群に位置すると指摘する論者もいる。つまり、日本が「独特な福祉国家」である理由は、ジェンダー側面とおおいにかかわっている。日本のジェンダー側面を明らかにすることは、緊急な関心ある研究テーマとなったのである。

福祉国家論や類型論には関心が寄せられる一方で、欧米においては研究が積み重ねられてきた他の分野、職業としてのソーシャルワークや社会福祉教育のなかの「セクシズム」、フェミニスト・ソーシャルワークといった技術の発展については、依然日本では取り上げられることがまれである。「大きな問題」だけではなく、そこから派生して社会に構造的に埋め込まれた、ソーシャルワークという職業や教育のなかに存在する性差別、高齢者介護や母子家庭問題、ドメスティック・バイオレンスといった女性が抱える生活上の諸問題も同様に関心を持つべき社会福祉の「メインテーマ」なのである。社会福祉におけるフェミニスト研究の分野がさらに拓かれることが必要なのである。そして本書がその一助

となることは、間違いないといえるだろう。

注

- 1) 欧米における社会福祉のフェミニスト研究の経過については、主としてアメリカを中心に記述する。杉本貴代栄『社会福祉とフェミニズム』（勁草書房 1993 年）を参照のこと。
- 2) フェミニスト研究の日米の差については、メリー・デイリー、キャサリン・レイク著（杉本貴代栄監訳）『ジェンダーと福祉国家：欧米におけるケア・労働・福祉』（ミネルヴァ書房、2009 年）の「あとがき」を参照のこと。

杉本貴代栄（NP0 法人「ウイメンズ・ボイス」理事長）

研究ノート

国際 NGO「サポートボランティア」に関する考察

中部学院大学人間福祉学部

宮嶋 淳

Study on “Support volunteer” for International NGO

summary

This paper is research on the volunteer who supports NGO in Japan and Vietnam.

This research is analyzing the volunteer action why have been continued “Support volunteer” by my interview survey and field survey.

This research clarifies the feature of the volunteer action what call “Support volunteer” by me.

The conclusion of this paper is as follows.

1 To strengthen “Good experience” of volunteer actions and to sublimate “Bad experience”, and to make “Good memory”, communication with people is important.

2 Experience gained by a volunteer action will continues strengthening and maintaining the volunteer’s intention regardless of a physical distance and a cultural difference, if there is an opportunity to carry out a volunteer activity.

Key words

International Non-governmental Organization, Support Volunteer, Vietnam,
Interview survey

I. はじめに

NGO(= Non-governmental Organization の略。非政府組織) という用語は、国連の経済社会理事会から生まれ、開発途上国の貧困問題に取り組む国際協力 NGO や地球環境問題に取り組む環境 NGO、平和協力や人権問題に関わる NGO など、関わる問題ごとに役割区分がなされている(森田: 2014)。NGO が関わる諸問題は国境を越えた圏域でその問題の解決に当たる必要があるケースが多く、活動の舞台そのものが国際化している。これを踏まえて、国際 NGO とは国境を越えた活動を行なう NGO と定義する。代表的な日本の国際 NGO には、「シャプラニール=市民による海外協力の会」「シャンティ国際ボランティア会(SVA)」「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(SCJ)」「日本国際ボランティアセンター(JVC)」「ワールド・ビジョン・ジャパン」「日本国際民間協力会(NICCO)」などがある。国際 NGO と呼ばれるこれらの組織は、いずれも国内での活動を行なうとともに「国境を越えて活動する」という特徴を有している。

本稿における国際 NGO とは、ベトナムにおける貧困問題、とりわけストリートチルドレンとその家族の問題に取り組む、ベトナム・ホーチミン市に拠点を置く FFSC(=ストリートチルドレン友の会; FRIENDS FOR STREET CHILDREN) をさす。同 NGO の設立関係者である吉井(2009)の著書『立ち上がるベトナムの市民と NGO ストリートチルドレンのケア活動から』においては同組織を「ローカル NGO」と呼んでいる。しかしながら、同 NGO はベトナム国内で活動するとともに、アメリカ・フランス・日本など同国以外の地域とのつながりを持って、「国境を越えて活動する」という特徴を有している。この特徴に着目して本稿では FFSC を国際 NGO に該当するととらえている。

本稿における国際 NGO とは、国境などの空間的・物理的な圏域や距離を超えて活動を行なう NGO 組織と定義する。

本稿は、ベトナム在住時から FFSC をサポートし、

帰国後も同 NGO を支援し続けているボランティア個人とその活動に着目した。そして同 NGO をサポートし続けているボランティア個人がどのような体験のもとで、そうした思いを持ち続けられているのかを分析していく。本稿では、このような NGO をサポートするボランティア個人とその活動を「サポートボランティア(活動)」と称し、その特徴を明らかにすることを目的とする。

II. 研究の視点と方法

(1) 研究の視点

本稿は、日本とベトナムという物理的距離=国境を越えてなお、ボランティア活動を続けているサポートボランティアに焦点をあて、その個人がなぜボランティア活動を継続しているのか、何を志向しているのか、国境を越えたサポートボランティア活動の意義と意味をどのように見出しているのか、など国際 NGO に対するサポートボランティアの特徴を発見することをめざした。管見では、NGO 研究はこれまでも多くなされてきたが、NGO を支えるボランティアの志向に着目した研究は稀であり、その意味において本稿は、ボランティアの志向に焦点をあてること自体にオリジナリティのある研究であると考えられる。そのような位置にある本研究では、国際 NGO を支援するサポートボランティアに欠かせない特徴及びそれにかかる要素・要因・背景を現地調査とインタビューから探索的に抽出することをめざした。

サポートボランティアに重要な特徴として、筆者は「若者が社会に出る前に1年程度のボランティア活動を体験することが望ましい」という言説(A・エチオーニ: 2001)を支持し、母国を離れて体験される文化的「Gap」の意味と意義に注目した。したがって本稿の仮説は、ある一定程度の期間、母国を離れて文化的な「Gap」のある中で、何らかの活動を行なうことは、人としての高次の自己成長、あるいは自己実現の機会となり、さらには生き直しの機会として意味と意義があるに違いないというもの

である。したがって、人間としての自己成長は、一定程度期間の「経験」と母国を離れた文化的な「Gap」がある中で、ある行為としての「ボランティア」を行なうことにより得られる可能性があると考えた。

(2) 研究の方法

報告者は、次のような研究方法を用いた。

- ①フィールド調査：2012 年 8 月並びに 2014 年 9 月にベトナム・ホーチミン市を訪問し、FFSC の活動を参与観察並びにフィールドワークにより調査した。この方法は、文化人類学というフィールドワークの手法を参照し、参与観察者である報告者の感覚と記録・記憶、関心に基づき、日本人ボランティアへのインタビュー項目を構成する際に活用した。
- ②インタビュー調査：現地で活動する日本人ボランティアに 2014 年 9 月にインタビュー調査を行った。さらに 2014 年 11 月、東京都内のホテル・ラウンジで日本における連絡窓口を務めるボランティアにインタビューを行った。
- ③テキスト、コンテキスト分析：②で得られたインタビュー・データを用いてテキストの形態素分析、コンテキスト分析を IBM SPSS Text Analytics for Surveys4.0 により行なった。
- ④文献レビュー：①～③により得られた結果が何を意味するのかを、探索的に考察するため、先行研究のレビューを行った。

III. 倫理的配慮

文献調査については、その出所を明記する。フィールド調査並びにインタビュー調査においては、電子メールで①訪問の目的、②質問項目、③データの管理方法を提示し、アポイントをとり、了承を得た。また、写真撮影と使用においては、FFSC スタッフの立会いのもと、当該家屋の主人より口頭で許可を得ている。インタビュー調査当日においては、承諾文書を双方で確認し、発言の録音とデータ化、並びに写真撮影の許可を得た。さらに完成論文を確認いただき、公表についての同意書を得た。

IV. 調査の結果

(1) フィールド調査の結果

FFSC が交流を持っている国・地域は、ベトナム国内のみならず、アジア（中国、韓国、日本、フィリピン）や欧米（アメリカ、フランス）である。FFSC 本部入り口付近にはマザー・テレサが同会を訪問した際の記念写真も飾られていた。具体的な民間交流としては、石川県のユネスコ協会をはじめ、大学（沖縄大学、東京工業大学、三重大学、早稲田大学など）、短期大学、専門学校、岡山の歯科団体、欧米の会社、日本の企業（ホンダ）、日本国内の NPO（大垣市翠耀会）など、多数の団体との定期的な交流が行われている。

写真①は、2012 年 8 月現在のホーチミン市の状況であり、写真②は 2014 年 9 月に訪問した FFSC が支援する子どもを取り巻く環境である。室内は約十畳一間で子どもの勉強道具、家財、衣類が雑然とおかれ、床の下は池になっている。水は池からくみ上げ、トイレはなく池に排泄する。写真からも明らかなように「開発格差」（吉井：2004）がホーチミン市近郊で進んでいることがわかる。貧しい家庭とその子どもたちの姿が、市民の知らぬ間に隅に追いやられ、社会から排除されようとしている。FFSC の支援は、子どもたちを中心としつつ、親の教育と就労の支援にも注がれている。また、ホーチミン市には農山村地域からの流入する貧しい人々が後を立たず、FFSC の噂を聞きつけ訪れる、支援を求める人々が後を立たないという。



写真①：ホーチミン市中心部



写真②：FFSC が支援するホーチミン市近郊の家庭

(2) インタビュー調査の結果

①ベトナムでの活動：週2～3日・3年間、複数の日本人ボランティアとのローテーション、日本の

里親さん向けの広報活動、訪問客への通訳・案内。

②日本での活動：里親さん等からの「問合せ」への対応、本部（ベトナム）への連絡、ビギナーへの対応。

③ FFSC のボランティア・システム：現地で採用されるサポートボランティア同士が帰国後、連絡を取り合うということはほぼなく、米仏ともつながりは薄い。ボランティア・システムとしては「希薄なネットワーク（弱い紐帯）」である。ベトナムのストリートチルドレンを支援する各国の里親間のつながりも薄く、日本の里親が高齢である傾向も加味し、現地を訪問する里親もそれほど多くない。

「弱い紐帯」でありながら、それを維持し続けられる要因は「ベトナム戦争」という記憶と「子どもらの成長」という証と喜び、そして「無理のない

表1 インタビュー・データから抽出されたカテゴリー①～ベトナムでの活動～

パターン	カテゴリー	具体的物語
良い	賞賛	ベトナムの人々は、笑顔で話しかけてくれたり、親切で素晴らしい。物価は安くて、授業料は無料。
	楽しい	食事はおいしいし、子どもたちと遊ぶ場もあるし、観光も豊か。
	感謝	日本の企業は、会社の利益を寄付し、活動をバックアップ。支援に対しては、スポンサーシップカードを渡し、全身全霊で感謝の意を伝えている。
	嬉しい	日本の里親さんからは、毎月3,000円を頂戴し、その35%を奨学生支援に使わせてもらっている。スタッフの給料も払えるようになった。
	好き	ベトナムに来て、ベトナムの人々を好きになり、何もしないのはモッタイナイと思い、ボランティアをしている。
悪い	批判	ストリートチルドレンを見かけなくなった背景に、施設への収容政策がある。
	悪い	教育を受けられない子どもたちが、将来、また失業し、間違いを繰り返すのではないか。まだまだ公務員の不正があり、警官の態度は横柄で、そうした環境は嫌な面だ。ベトナムに来て、関心をもち、活動を始めてみると、子どもたちが可愛い。そんな子どもたちが、ストリートで家庭を支えるために働き、勉強できないのはおかしい。
	恐怖・後悔	ひたたくりに狙われて、かばんをとられたことがある。油断したのが悪かったと後悔した。
	凶報・ショック	ひたたくりをしたのはホンダのバイクに乗った子どもだった。その子らは一度も学校に通ったことがなかった。
その他	要望	子どもたちには学校を続けて欲しいが、続かないことが多い。それでもめげずに里親さんには支援を続けて欲しい。里親さんや学生さんには、ベトナムで見たこと・体験したことを「引き受け」て、現状を知らない人々に広げて欲しいし、またベトナムに来て欲しい。

出典：筆者

表2 インタビュー・データから抽出されたカテゴリー②～日本での活動～

カテゴリー	サブカテゴリー
人	わたし / 自分、子ども / あの子、親、みんな、ボランティア、友達
支援	金 / 3,000 円、センター、手紙、連絡、活動、訪問、継続
気持ち	つらい時

出典：筆者

負担（月額 3,000 円）」であると語られた。

(3) テキスト&コンテキスト分析の結果

インタビュー・データを用いてテキストの形態素分析、コンテキスト分析を IBM SPSS Text

た認識は、帰国後も保持され、表 2 と 3 のようにカテゴリー化できる語りに結びついている。

表 2 と 3 は、日本に帰国したサポートボランティアへのインタビュー発話の分析から得られた結果

表3 サポートボランティアの語りの「志向性」

パターン	サブカテゴリー	細目
良い	褒め・賞賛	立派、一番いい、きれいな文字
	良い	ボランティア、仲良い、寄付、助け、良いことがある、続けてくれる、優しさ、便利、なおす、いいことを言う、面白い、楽しい
	感謝	おかげで勉強ができました
	対応への賞賛	スタッフはすごい良くて
	嬉しい	喜び、励まされました、助けられた
	好き	好き
悪い	悪い	困っている、不満、残念、悲しみ、返答なし、苦しい、批判、悪い、怒り、不安
その他	その他	驚き、要望、疑問、提案・忠告、問い合わせ、お願い

出典：筆者

Analytics for Surveys4.0 により行なった。テキストを入力後、カテゴリー分析及びそれに伴うパターン分析を行なった結果、表 1～3 が得られた。

ベトナム・ホーチミンで活動する日本人サポートボランティアから得た発話により表 1 が得られた。彼女は当地で「良い / 悪い」機会に直面し、その中でボランティア活動を続け、現地ボランティアの役割として「その他」を語ってくれた。

表 1 におけるパターン「良い」をみると、ベトナム現地で出会った「人」との良い関係が「支援」という行動に結びついている。一方、パターン「悪い」では、自らが現地で経験した「悪い」と感じられる出来事が、国の政策と子どものあり様と結びつき、子どもへのまなざしとして強化されていることがわかる。すなわち、ベトナムでの「良い／悪い」経験が、サポートボランティア個人の中で、構造的に認識化され、現在の「支援」という行動につながっていると考えられる。ベトナム現地で構造化され

である。表 2 をみると、構造化された認識は「気持ち」というカテゴリーで抽出でき、「人」との関係と「支援」という行動に結びつく。日本での活動は、ベトナムで構造化された認識をベースに「人」と「支援」を仲介していることを意味するだろう。

表 3 では、現地における「良い経験」が「悪い体験」を昇華させ、FFSC のスタッフや日本の里親さんたちとのコミュニケーション・つながり感が彼女の活動への志向性を支えているとしかいえないのではないだろうか。

V. 考 察

(1) FFSC の「サポートボランティア」の特性

本調査で得られた結果の概略を図示し、サポートボランティアの発話をその図上で構成させると、図 1 のようになる。

ベトナム在留中の「良い経験」と「悪い体験」を昇華させる人間関係とコミュニケーション・つなが

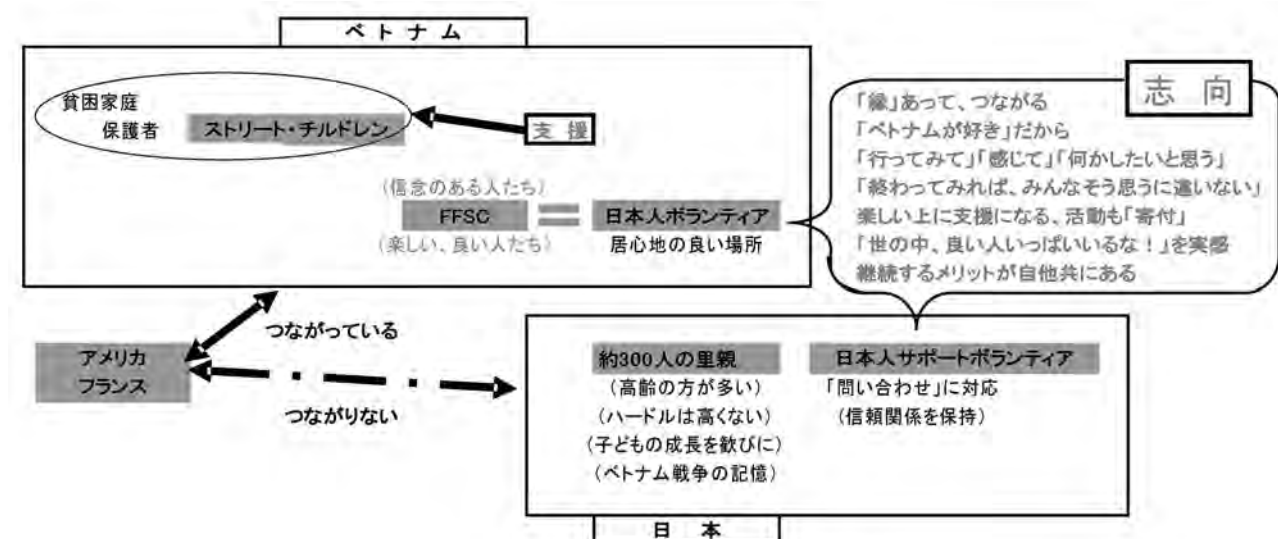


図1 日越両国でサポートボランティア活動を行った日本人ボランティアの経験と志向 出典：筆者

りが「善い記憶」となって、日本でのボランティア活動を継続させる原動力となっていると考えられる。それは、図1の中で「志向」と整理した吹き出し中の発話とつながっている。

(2) ボランティア「志向性」に関する考察

入江（1999）によれば「人々がボランティア活動をするとき、その背後には・・・それを支えている思想がある」としており、ボランティアは「自発性・無償性・公益性などをそなえた行為だ」とされる。ボランティアの条件や特徴についての議論は（1）個人のボランティア活動の条件、（2）ボランティア団体の条件、（3）ボランティア団体のスタッフの条件を区別してなされなければならないとしている。入江の見解を支持し、ここではボランティア行為の性質・特性や主体者のあり様に着目し、研究を進める。ここで着目したのは、ボランティア行為の性質・特性としての「志向性」とそれを保持する主体についてである。なぜ「志向性」なのか。従来から議論されてきたボランティアの主な性質・特性には上記の3つのほか、「創造性、先駆性、発見性、ネットワーキング、継続性、専門性」などがある。これらについては既に多くの研究がなされており、守本（2013）が「ボランティア活動の3つの性格（自発性、社会性、無償性）に揺らぎが見えてきた」と述べ

る考察を行なっているところに着目した。「志向性」とは何か。「志向性」とは、フッサール（2012）の現象学用語で、意識は常に何者かについての意識であることを表し、「何者か」という対象への認識は、実在そのままではなく、志向性によって構成される。志向性とは、対象に対する主体の、思い入れによって生じる方向性なのである。このように定義できる「志向性」という性質を援用することによって、柏木（1996）の「ボランティアは好きだからやる」という主張や早瀬（1994）の「ボランティアは恋愛に似ている」に対する明確な応答が出来る可能性があるのではないかな。

近年の人工知能や心の哲学において「志向性」は論争的となっている主題であり、機械には決して成し遂げられないものが「志向性」であると主張されている。この主張を援用すれば、「志向性」に依拠したボランティア研究は、「ボランティアの本質は人間性（人間力）である」を、探求することになる。サール（1997）は、「志向性とは、世界内の対象や事態に向けられ、あるいはそれらに関わり、あるいはそれらについて生じているような、多くの心的な状態ないし出来事の特徴である。」と定義している。そして「志向性」の特性は、①いくつかの心的な状態ないし出来事だけが志向性を有しているのであって、信念、恐れ、希望、願望などが志

向的であり、神経過敏、得意、対象なき不安などは志向的ではない。②志向性は意識と同じではない。③「意図」は様々な「志向性」の一形態にすぎない、と述べている。そして志向的状态とは「信ずる、恐れる、望む、欲する、愛する、憎む、忌避する、好む、・・・などのように、本質的に何かに向けられているか、あるいは・・・何かに向けられていることが可能であるか、のいずれか」だとしている。つまり、「好ましい方向性」が存在する。ボランティア活動が何らかの対象に向かってなされる行為であることに異存はないだろう。その方向性を「志向性」として考察を深めていくと「好ましき」は欠かせなくなるのだ。

サール (1997) はまた「志向的状态と発話行為の類似点」や「発話の心的方向性」についても考察しており、「志向的構成要素」とその順序が「視覚(経験)→記憶→意図的行為→先行意図」ではないと主張している(先行意図とは、何かをしようと意図して、それを表象すること)。このことは記憶が行為に直接、直結するものではないことを示しており、ボランティア個人の志向性は何らかの「良い(善い・好い)」刺激により行為化されると理解できる。すなわち、本調査においてはベトナム FFSC のスタッフや日本の里親さんたちとのコミュニケーションやつながり感ということになる。

(3) 議論の解を得るための「GAP」への着目

サール (1997) は「自由意志」を脳の中に位置づけることができるのかを考察し、「ある時間 T1 において行為者の心には信念や欲求があり、それは続くある時間 T2 において行為として実現されるので、T1 と T2 のあいだにある飛躍 (Gap) を、実際の脳の物理的なプロセスのなかにどのように位置づけるのか」を問うている。ボランティアが人間性に基づくのであれば、「人はなぜ自主的自発的にある対象に向かって行為するのか」を説明し、それが飛躍 (Gap) を経てもなお、志向されることを実証しなければならないだろう。

この議論においては「GY (ギャップイヤー)」に関するわが国に動向が参考になると考える。ギャップイヤーとは、東京大学が秋入学を開始した際「空き期間」の有効活用を行うための概念として紹介したことにより、わが国での認知を得、文部科学省の政策としても採用されている。この概念を普及させるための実践・研究を行なっている一般社団法人日本ギャップイヤー推進機構協会 ([http](http://www.gapyear.jp/)) によれば、ギャップイヤーには「親元を離れた国内外留学」「インターン」「ボランティア」の 3 要素があり、それらを約 4 ヶ月～1 年間に渡り経験すると、「就労・社会体験機能」並びに「修学機能」が向上するとされる。また同協会の理事長である砂田 (2012) は、ギャップイヤーの効用を①バーンアウトや中退率の低下、②入学後の目的意識の明確化、③就業力の向上、④職業観の醸成、⑤社会的課題の克服力の向上、とまとめている。そして鬼頭・原 (2013) は、ギャップイヤー経験者に、ギャップイヤーの 6 つの評価指標「①実務的なスキル・知識、②人・社会とやっていく力、③自分でやっていける力、④進路・目標の明確化、⑤社会への考えや価値観、⑥人生に生きる人脈」でアンケートを行い、各項目の得点が向上していることを明らかにしている。さらに開澤 (2013a) は、「ギャップイヤー」の概念を「人生」にまで広げると、「古今東西、無数の人々が様々な形で行なってきた」チャレンジであり、社会にとって必要不可欠なツールであると述べている。

開澤 (2013b) は、「ギャップイヤー」の議論には①場所は問わないが、「異質な体験」が伴うこと、②自分の意思で行うこと、③一定程度の長さで腰を落ち着けて行なうこと、④環境整備や経済負担の軽減等制度化が必要であること、の 4 つの論点があるとしている。

報告者はこのようなギャップイヤーの動向を踏まえると、サールのいう飛躍 (Gap) については、未だ筆者の主観的な域を出ていない一見解にすぎないが、検証可能な現象の 1 つとして、人間特性という枠組みの中で議論できそうに思えるのである。

VI. 結論

日本在住のインタビュー어의 発話を再ストーリー化すれば、次のようになる。

ベトナムに夫の仕事の関係で行くことになり、はじめの半年は現地を満喫した。その後、遊び疲れて、現地の友達がほしくなり、たまたまボランティアと出会った。そこで出会ったスタッフが信念のある、楽しい、やり深い人たちだった。そこは私の居心地の良い場所になった。

「縁」あってつながり、ベトナムを「好きになった」。「行ってみて」「感じて」「何かしたいと思う」。ボランティアをしてみた人は皆そう思うに違いない。日本に帰ってきてボランティア活動をするのは、それも「寄付」だと思うから。そして「楽しいうえに、支援になる」から。「世の中、良い人がいっぱいいるな！」を実感できるから、活動を継続するメリットが自他共にあると思う。

本稿の結論は、国境を越えて体験した「良い経験」は、「悪い体験」を昇華させるような人々とのコミュニケーション・つながりを媒介として「善い記憶」として長く保持される。この記憶化された体験は、その記憶を構成した体験を想起できる状況（関係者とのコミュニケーション・つながり）に人間を居続けさせられるならば、物理的距離や文化差（Gap）とは関係なく、人間の志向を強化・維持しつづけられる可能性がある、というものである。

したがって、「良い記憶」と「Gap」体験との重層化は、人間の志向をより強化するものとなり、生涯にわたる忘れがたい長期記憶となり、同体験に向かう個人の志向性を強化させるとともに、その体験で得たスキルは永続させられる可能性がある。したがって「サポートボランティア」の志向性は「良い記憶」と「Gap」体験の重層化により、持続性を確保することが示唆されたと考える。

なお、本稿は 2015 年度日本社会福祉学会中部ブロック春の研究集会において口頭発表したものを加筆・修正した。また、中部学院大学特別研究助成：

2013 年度「東アジアにおけるソーシャルワーク教育に関する研究」を得て行なった研究の一部である。

資 料

東京でのインタビューの概略

Q1：FFSC のことを知ってボランティアを始められることになったきっかけと経緯は？

A1：2001 年にベトナムに初めて行き、それまでストリートチルドレンのスの字も知らなくて、主人の仕事で行って、初めて町で「物売り」っていう子どもを見て、初めて知ったんです。もう何か全部「飽きちゃったな」「何かしなくちゃいけないかな」と思った時に、「ボランティアならいいのかな」と思って探し始め、日本人婦人会ってのがあり、ボランティアを募集されていたので応募しました。ベトナム人の友達も欲しかったし、「ベトナムのことをもっと知りたかった」ので、何か面白いかなと思って始めました。

Q2：ボランティアをやろうというのは、ベトナムの印象が良かったから？

A2：もちろんそうです。何か「役に立ちたい」というと、おこがましいですけど、「何かできるかな」というのと、あとやっぱり自分がまだ「何かできるのに、何もしないでいる」ということが、何て言うか「もったいない」というか、そういうのがすごくあってやりたかったのです。

わたしは結構、知りたがり屋なので、あちこち行ったけど、もっと行ってないところへ行ってみたいとか、ベトナム人と「もっと深く付き合いたい」とかって、物売りの人だけじゃなくて「友達が欲しい」とって思って、かな。事務所のスタッフはすごい良くしてくださって。知り合い程度の人もいっぱいですけど、でもシスターハンとか、何もしなかったら絶対会えない人たち。あと子どもたちも。知らないで帰ってきたらもったいないかな。

Q3：実際にボランティアは何年間、やられていたの

ですか？

A3：2003 年に始めて 2006 年に帰ってきたので、3 年間。わたしはこの活動が「寄付」っていうか、その経費を寄付しているようなつもりで、子どもたちへの奨学金は出してないのですけど。子どもたちに毎月、里親さんは月 3,000 円を送金される。年に 3 万 6,000 円、10 年で 36 万円。成人するまでって考えれば、結構、大きいです。大きくなるまで見ていただければ、大学に行けるようになる子もいるし、自分で自立できる子もいる。結局、負の循環、親が貧乏だから子供も貧乏っていうそういう循環の中から出してあげるためにすごく意味のある支援になるので「お願いします」と言います。

Q4：応援してくれている人たちっていうのは、「現地に行こうかな」みたいなことを思われている人が多いのですか？

A4：行く人は 1 割もいないのではないですか。結構、里子からのお手紙で「励まされました」っていうお手紙をわたしがいただくのです。里親さんから。支援する人も心の支えにしている人が多いですよ。自分を信じているっていうところが何か、生きがいっていう人もいらっしゃるから。手紙がうれしかったとか。そういうつながりが、何か「すごい、うれしい」というか、普通に暮らしていると善意ってあんまり見えないじゃないですか。これをやると人の善意がすごく見えるというか、世の中に「いい人いっぱいいるな」って、そういうふうに思える。

Q5：現地から遠く離れた日本で「個人ボランティア」を続けておいでになるエネルギーの源は？

A5：継続するメリットが自他ともにあるという感じですかね。事務局にとっても役に立っているだろうし、自分でも。結局、わたしがいると便利っていうのが理由かな。わたしが一番よく分かっているの、こういうことしてくれる人がいる。それだから、それは「いたほうがいいだろう」って思えるのと、あとわたしも「ベトナムが好きだから、

かかわっていたい」っていう気持ちと、あと「いい人いっぱい知り合いにでき、それが楽しい」っていう感じです。

Q6：現地で一番感じたことは？

A6：向こうで一番思ったのが、お金を持っている、何かに使ってほしいって思う人は、結構申し出がある。受け手としては、「これに使いたいのだけれど」っていうニーズがあります。ピンチュウセンターは、すごく立派ですけど、ほかのセンターはもう壁もないし黒板もない。もっと何か支援したいけども、結局、地域の事情で目立ったことができないっていうジレンマがあって、一番やりたいところにお金がかけれなかった。

Q7：ベトナム独自のあり方みたいなものが「原動力」なんですか？

A7：一番困ってそうなアフリカとか、困っている国いっぱいある。だけど、自分がどうしてベトナムを支援するのかなって思えば、やっぱり「縁があったから」としか思わない。みんなそれぞれ「縁がある」ところとやればいいかなって思います。「何でベトナムなんだ」とか「何で日本なんだ」とか、「なぜそこがモデルなんだ」とか、そんなことを気にするのは面倒くさい。それはもう「出会ったから」としか言いようがないです。やっぱ、行ってみて感じることもあると、「ああ、何か助けてあげたい」とか思いますものね。資料を読んでも「ピンとこない」というか。行く前から頭の中で考えちゃう人に対しては無理。これはもう何か本当に不思議なことで、自分が嫌なことがあったりつらいことがあったりした日に限って、ボランティア先で良いことがあるのです。何か誰かがすごいいいこと言ってくれたり、すごく優しくしてもらったり、不思議でした、すごく。だからもう何だろう、それでベトナム。結構、わたし、つらい時があったんですけど、ボランティアしていたことで続けられたっていうか、助けられたという、不思議でした、本当に。もうつらい時に限って良いことが。不思議、本当に。だから、み

んなそうなのかなって。つらい時ほど人の優しさが「身にしみる」っていうのはあるかもしれない。

日本ではやっぱり里親さんからの、お礼のお手紙をもらったりしたときが多いですかね。お電話、もらったり。そうですね。いつもそうでした。だからボランティアを続けていたのかな。嫌な思いをすることはなくて、いつも良いことがある。やってみないと分からない。体験してみないと。人に「何かしてあげたい」っていう気持ちをお持ちの方が多。お金持ちだから寄付しているのじゃなくて、結構、年金の中からとか、「結構苦しいんですよ」とか言いながらやっている人のが多いです。そういう人って少ない中からでもあの子のためにちょっと出すっていうのが喜びっていうか、そういう人が多いかな。何て言うのだろう、終わってみれば、みんなそう思うに違いないと思う。

Q8：これからもずっと続けていけるだけ続けていくという感じですか？

A8：ほかにやりたい人がいたら、「代わってあげたほうがいいかな」とか、ちょっと思っているのですけど。いっぱい向こうでボランティアしていた人で帰ってくるので、もしかしてやりたい人も、わたしみたいに「つながりたい」って人もいるのかなって、ちょっと思っ。

Q9：今後の活動とか事業とか、思うこと考えることとか何かありますか？

A9：ストリートチルドレンが減るのが一番いいと思う。施設の充実、寄付を辞めなくなる人が増えるので、本当に必要かどうかというところは見えにくくなってきちゃうかなっていうのも思います。

文 献

アミタイ・エチオーニ／永安幸正監訳（2001）『新しい黄金律』麗澤大学出版会

エトムント・フッサー／浜渦辰二・山口一郎訳（2012）『間主観性の現象学 その方法』ちくま学

芸文庫

FFSC (FRIENDS FOR STREET CHILDREN)
(<http://ffsc.exblog.jp/>) 2015. 6. 2. 検索

早瀬昇（1994）『元気印ボランティア入門』大阪ボランティア協会

入江幸男（1999）「ボランティアの思想－市民的公共性の担い手としてのボランティア－」内海成治、入江幸男、水野義之編『ボランティア学を学ぶ人のために』世界思想社、pp4-21

一般社団法人日本ギャップイヤー推進機構協会
(<http://japangap.jp>) 2015. 7. 31. 検索

ジョン・R・サール著／坂本百大監訳（1997）『志向性 心の哲学』誠信書房

森田哲也（2014）「国際 NGO の包括的なアカウントビリティと組織構造」『キリストと世界』24、pp80-102

守本友美、吉田忠彦編著（2013）『ボランティアの今を考える』ミネルヴァ書房

開澤真一郎（2013a）「これからの社会へ ギャップイヤー推進の是非とめざす社会」ギャップイヤー・プラットフォーム「ギャップイヤー白書」編集委員会（2013）『ギャップイヤー白書』p 31

開澤真一郎（2013b）「望ましいギャップイヤーとは？ 4つの論点から！」ギャップイヤー・プラットフォーム「ギャップイヤー白書」編集委員会（2013）『ギャップイヤー白書』p 30

柏木宏（1996）『ボランティア活動を考える』岩波ブックレット

砂田薫（2013）「ギャップイヤー導入による国際競争力を持つ人財の育成」『留学交流』12、1-12

吉井美知子（2009）『立ち上がるベトナムの市民と NGO ストリートチルドレンのケア活動から』明石書店

吉井美知子（2004）「都市化 お金持ちから不法滞在者まで」今井昭夫、岩井美佐紀編著『現代ベトナムを知るための 60 章』明石書店、pp147-150

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会規程

1. (設置) 日本社会福祉学会中部部会（以下、「中部部会」と略す）は、機関誌『中部社会福祉学研究』を発行するために編集委員会（以下、「委員会」と略す）を置く。
2. (任務) 「委員会」は、機関誌『中部社会福祉学研究』の発行のため、編集・原稿依頼および募集・投稿論文の審査・機関誌の刊行などの任務を行う。
3. (構成) 「委員会」は、委員長、副委員長及び委員3名で構成する。
4. (選任) 委員長、副委員長及び委員は、「中部部会」幹事会の互選により選任する。
5. (任期) 委員長・副委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
6. (査読者) 投稿論文の審査のため、査読者を依頼する。
7. (査読者の委嘱) 査読者は、「委員会」の推薦に基づき、委員長が委嘱する。
8. (査読者の役割) 査読者は、「委員会」の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を「委員会」に報告する。
9. (投稿論文の審査) 「委員会」は、査読者の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。
10. 「委員会」は、幹事会及び総会に機関誌編集に関する報告を行う。

附則 この規程は、2009年5月1日より施行する。

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集規程

1. (名称) 本機関誌は、日本社会福祉学会中部部会（以下、「中部部会」と略す）の機関誌『中部社会福祉学研究』とする。
2. (目的) 本機関誌は、原則として、「中部部会」会員の社会福祉研究の発表に当てる。
3. (資格) 本機関誌に投稿を希望する者は、「中部部会」会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」会員でなければならない。
4. (発行) 本機関誌は、原則として、1年1回発行する。
5. (内容) 本機関誌に、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外社会福祉情報、書評などの各欄を設けることができる。
6. (編集) 本機関誌の編集は、機関誌編集委員会が行う。
7. (掲載) 投稿原稿の掲載は、機関誌編集委員会の決定による。
8. (執筆要領) 投稿原稿は、日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』の執筆要領に従う。
9. (著作権) 本誌に掲載された著作物は、一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
10. (事務局) 機関誌編集事務局は、「中部部会」事務局に置く。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2013年5月1日一部改正

『中部社会福祉学研究』投稿規程

1. 本誌の投稿者は、日本社会福祉学会中部部会（以下、「中部部会」と略す）の会員でなければならない。
共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」の会員でなければならない。
2. 本誌の投稿は、原則として、中部部会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。
4. 投稿する原稿の執筆に当たって、
 - (1) 投稿原稿の執筆は、「機関誌『社会福祉学』執筆要領」に従う。
 - (2) 投稿原稿は、原則として、ワープロまたはパソコンで作成し、A4版用紙に縦置き横書きで、1,600字（40字×40行）で印字した原稿3部及びCD-ROMを提出する。
 - (3) 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて、10枚以内とする。
 - (4) 投稿に際しては、印字した原稿に、表紙を3枚つけること。
 - (5) 1枚目の表紙には、①タイトル（英文併記）、②原稿の種類、③所属・氏名・会員番号、（連名の場合は、全員）を記載する。
 - (6) 2枚目の表紙には、英文抄録（80ワード以内）、キーワード（5つ以内）を記す。
 - (7) 3枚目の表紙には、タイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属会員番号、氏名は記載しないこと。
5. 投稿原稿の締め切りは、毎年8月末日とし、発行は3月30日とする。
6. 投稿される原稿及びCD-ROMは、「中部部会」編集長に送付する。
7. 投稿された原稿およびCD-ROMは返却せず、2年間保存の後、廃棄する。
8. 原稿が掲載された者には、1編につき本誌5冊を進呈する。
9. 投稿論文の審査結果に不服のある場合には、文書にて、編集委員会に申し立てることができる。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2011年4月1日一部改正

2013年5月1日一部改正

査 読 規 程

1. 査読者は、機関誌編集委員会で選任し、編集委員長が依頼する。
2. 査読者は、1論文2名とする。
3. 査読辞退があった場合は、代替査読者を選任し、依頼する。
4. 査読者への発送文書は、①依頼文、②査読原稿、③執筆要領、④査読報告書（別紙参照）、⑤査読結果報告後の取り扱い等を送付する。
5. 査読結果は、A：無修正で掲載可、B：修正後に掲載可（小幅な修正）、C：修正後に再査読（大幅な修正）、D：研究ノートへの変更、E：不採用の5段階とする。
6. 査読結果は、編集委員会で集約し、査読結果を基に、編集委員会で掲載原稿を決定する。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会内規

＜査読＞

1. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、「上位の結果」を採用する。
2. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、1. を考慮して、編集委員会で決定する。
3. 査読者（会員以外）には、謝礼を支払う。
4. 査読者には、発行した「中部社会福祉学研究」を1部郵送する。

＜依頼論文等＞

1. 「中部社会福祉学研究」には、募集論文の他に、依頼論文（調査報告・書評を含む）、企画記事（中部部会シンポジウムの記録等）を掲載することができる。依頼の決定、掲載の決定は、編集委員会で審議して決定する。

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル
----	------	------

I 項目別評価 (各項目ごとに該当する評価1つに○をおつけください)

評価基準: a 適切 b 不適切 c 非該当			
1	執筆要領 (注・文献も含めて) に適合しているか	a	b c
2	先行研究を的確に踏まえているか	a	b c
3	研究目的は明確であるか	a	b c
4	社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか	a	b c
5	研究目的に照らして研究方法は適切であるか	a	b c
6	使用されている概念・用語は適切であるか	a	b c
7	調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか	a	b c
8	論理の展開には一貫性があるか	a	b c
9	考察および結論には新しい知見が含まれているか	a	b c
10	表題は内容を適切に表現しているか	a	b c
11	要旨の内容は適切であるか	a	b c
12	省略語・単位・数値は正確に表記されているか	a	b c
13	図表の体裁 (タイトル・単位・形式) は整っているか	a	b c
14	図表は本文の説明と適合しているか	a	b c
15	研究倫理上の問題はないか	a	b c

II 掲載についての評価 (該当する項目1つに○をおつけください)

評価	A 無修正で掲載可 B 修正後に掲載可 C 修正後に再査読 D 論文から研究ノートに変更して掲載 E 不採用
----	--

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル
----	------	------

編集後記

- ・『中部社会福祉学研究』第7号をお届けします。今回の編集では、作業が大幅に遅れ深くお詫び申し上げます。
- ・第7号には2015年4月に実施した、春の例会シンポジウム「子どもの貧困と教育福祉」と論文2編、書評3編、研究ノート1編が掲載されております。
- ・編集作業を通じて、「中部社会福祉学研究」掲載論文として一定の水準を満たしていくことの必要性和、その編集上の責任を痛感しております。
- ・今後も多くの会員皆さんに投稿して頂き、中部社会福祉研究を発展させていって欲しいと願っております。
- ・本誌が多くの方々に議論の場として提供し、それらの議論がさらに新たな発展の場となることを願っております。

(編集長 佐々木 隆志)

編集委員長 佐々木 隆 志
編集委員 伊 藤 春 樹
杉 本 貴代栄
大 藪 元 康
岩 満 賢 次

中部社会福祉学研究

第7号

2016年3月31日 発行

編集責任者 佐々木 隆志

編 集 日本社会福祉学会中部部会

発行責任者 柴田 謙治 (中部部会代表)

印 刷 創文社印刷株式会社

〒420-0812 静岡県静岡市葵区古庄2丁目7番16号

(電話) 054-265-0870

(FAX) 054-265-2180

Contents

March 2016

Symposium 1

Tetsuhiko NAKAJIMA
Ryozou TANAKA
Kie NOJIRI
Kenji SHIBATA

Original Article

People with mental disabilities who have committed crimes and their transformation
through work
: Factors triggering and sustaining that transformation

Kenji TAKIGAWA 15

The Significance and Roles of the "Special Welfare Service Course" at Transitional
Support for Youth with Intellectual Disabilities
: Comparative Study with the "Postgraduate Course of Special Support School"

Kazumi TSUJI 27

Book Review

Kenji IWAMITSU 39

Tamiko IZATO 41

Kiyoe SUGIMOTO 45

Notes

Study on "Support volunteer" for International NGO

Atsushi MIYAJIMA 49